

第7日目(3月10日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

議長 ただいまの出席議員数は30名であります。

なお、副市長より全日本ジュニアスキー選手権スノーボード競技南魚沼大会開会式出席のため午後3時30分より欠席の届が出ております。また大和病院事務長より午後から公務出張のため欠席の届が出ております。これを許します。

(午前9時30分)

議長 これから本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問といたします。なお、質問回数は従来方式の一括質問、一括答弁方式は3回まで。この度から採用いたします一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も一人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたくご協力をお願いいたします。それでは順番に発言を許します。

質問順位1番、議席番号1番・佐藤 剛君。

佐藤 剛君 皆さんおはようございます。市政に関心を持っていただき早朝から大勢の方に傍聴に来ていただきました。大変ありがとうございます。いつもは先輩議員の厳しい視線を感じながらの一般質問ですけれども、本日は緊張の中にも少しばかり快感も感じながら一般質問をさせていただきたいと思っております。新人議員なりに一生懸命質問したいと思っておりますのでよろしく願いいたします。発言を許されましたので通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

1 これからの在宅介護、施設介護は

最初にこれからの在宅介護そして施設介護はということでもあります。2000年の介護保険制度が開始されて以来、介護保険の理念は施設介護から在宅介護へというふうなことで、在宅系のサービスが重視されてきました。この背景には急速に進みます高齢化社会に伴って老人医療費の伸びを抑制する必要があったこと、そしてできるだけ住み慣れた地域で家族とともに住みたいという要望の中で、高齢社会の不安要因である介護問題について制度を再編してどの地域においても、介護が必要なときに安心して生活できる社会づくりをというようなねらいがあったというふうに理解をしております。

そして制度発足から9年この間、第3期計画においては地域密着型サービスを中心にさらに在宅介護を重点においてきました。しかし、そういう中で、皆さん新聞報道でもありましたのでご承知と思っておりますけれども、特養の待機者は全国で38万人を越え、そして今、入居している人は約40万人に迫っているというふうに言われております。このことは在宅介護を続けたいがサービスが十分でないとか、十分なサービスを受ければ自己負担が大きくなるとか、いろいろな理由があると思っておりますが、現状の中では家族の負担が大きくて施設介護に向かうということだというふうに思いますし、それはある意味では在宅介護の限界も意味し

ているものというふうに思います。

そこで介護保険の理念とこの現実の中で第4期介護保険事業も含めまして、これからの在宅介護そして施設介護をどう進めていくのかについてお伺いをしたいというふうに思います。まず第3期介護保険事業計画がどうであったかでありますが、1番目としまして介護予防事業が始まったわけでありますけれども、介護予防事業は十分に定着したかということであります。具体的には要支援状態になるおそれのある特定高齢者への地域支援事業などで予防につながっているかでありますし、特定高齢者への介護予防事業の導入で要支援、要介護状態になることが予防できたか。同じようなことになってしまいましたが、そういう効果が出ているかどうかということであります。

2番目にしまして地域密着型サービスで介護の社会化の進展はあったか。言い換えまして第3期計画の中で地域密着型サービスの達成度はどうであったかということをお聞きしたいと思います。

3点目であります。介護を必要とする方が必要とする介護サービスを十分に受けられたか。満足度をどの程度に見ているかということであります。関連しまして介護度別のサービス支給限度額に対する利用状況は介護保険発足当時から40パーセントから50パーセントで推移していますが、これをどう読むか。どう読んでおられるのかお聞きをしたいというふうに思います。

次にこれから始まる4期計画、事業計画についてでありますが、第4期計画策定時に行いましたパブリックコメントの結果、そして内容はどうであったか。また、第3期計画を経て第4期計画への課題は何であったかということをお聞きをしたいというふうに思います。そして第3期計画での問題点とその解決法を踏まえまして、これからの在宅介護、施設介護をどう進めて介護保険が目指す介護の社会化を実現していくのかということについて大項目の1番目としてお伺いをしたいと思います。

2 経済危機下だけでない継続した地域経済の振興を

大項目の2点目でありますが、経済危機下だけでない継続した地域経済の振興策をとということであります。百年に一度の経済危機といわれるように厳しい経済状況が続いて、本市の現状も20年度法人税は当初予算から9,500万円減額になりました。21年度の税収も減は確実とされております。市民クラブでは先日、12月と2月にハローワーク南魚沼に行っ
てまいりました。雇用状況を調査してきました。1月末の南魚沼有効求人倍率は0.61だ
そう
であります。大変厳しい状況にあります。

そういう中で国は賛否両論の中、定額給付金を成立させました。市でもこの定額給付金に
プレミアム商品券をセットにして経済刺激を図ることを始めました。また、緊急経済対策とし
て信用保証料補給制度や緊急雇用対策、さらに公共事業の前倒しを行いながら地域経済を元
気にしようという取り組みもみられているわけです。

しかし、まず上記のように緊急経済対策も今、現実問題としてやらなければならないわけ
でありますが、一方ではこれを機会に安定した地域経済の振興策の必要性も求められている

わけです。そういう意味では現在、市では中小企業制度融資をしています、それ以外に市内の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしています中小企業、および地域経済の振興について過去に質問したことも関連させながら3点市長の考え方を伺いたいというふうに思います。

その通告書の中にはいきなり中小企業振興基本条例を制定するというふうに、となりますと、いささか抵抗感もあるかもしれませんがこれは難しい条例ではありません。執行部にはあらかじめ他市の条例を参考に添付しましたので詳細の説明は省略いたしますが、地域産業が元気になって結果として市民の生活がよりよくなる。そのために産業振興をどう取り組むか。自治体の役割、企業の役割、市民の役割等の方向を示したものであります。現在は規模の大きい自治体を中心になって制定しているようではありますが、この条例は全国に広がっております。県内では燕市はすでに制定しているようであります。

簡単に内容を説明しますと、市は工事発注、物品購入、委託業務等について当然、透明、公正に留意しながらではありますが、中小企業の受注機会を増大に努めること、そして中小企業は安心・安全の製品、役務の提供を努めて市産品 市の産物ですね 市産品の利用、活用や地域貢献に努めること。市民は中小企業の振興が市民生活の向上にも地域の活性化にも役立っているということを理解して、地元産品の利用活用を求める等の発展に協力する。というような内容でして、地域全体で地元の中小企業を支えて地域経済の振興と地域社会の活性化を進めようというものであります。そのことを行政が、企業が、市民がわかりやすくするために、そして行動をしやすくするために条例を制定して地域経済の振興に図る取り組みはないかというようなことであります。

2点目ではありますが、一昨年3月に質問したことも含めますけれども、只見線を浦佐駅に乗り入れをしますと、そしてほくほく線を生かして現在進められております雪国観光圏とも係わっているでしょうけれども、さらに積極的な戦略的な係わりを持ちながら具体的取り組みとして、広域観光による地域経済の振興を図るということを再度検討をして進めてはどうかということでもあります。

3点目ではありますが、農・商・工の連携を行政が主体となって研究して新たな商品、新しいビジネスを作り出す努力もまた必要ではないかということでもあります。こういう経済情勢でありますので、地域の中での資金循環は重要であります。農業、商業、工業連携の中で付加価値を付けながら消費されることは地域経済の振興には影響は大きいわけでありまして、そういう意味でお聞きをいたします。このことは昨年3月の一般質問でも少し触れましたけれども、前回の答弁では地域振興局が主催で生産者と商工業者、流通業者も含めた連携の検討会を計画されているという答弁でありました。その後の成果、または経過にとどまるのかもしれませんけれども、その辺も含めまして今時点のお考え、取り組みを聞かせていただきたいというふうに思います。

以上壇上にての質問を終わりますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

市長 おはようございます。今日から3日間、総勢21名の議員の皆さんから一

般質問をちょうだいいたしました。時間の関係もあるということではありますが、誠意を持って答弁をさせていただきますのでまたよろしくお願ひ申し上げます。傍聴の皆さん方、また平日のこういう時間帯にもかかわらず大勢お出でいただきましてありがとうございました。

佐藤議員の答弁に入ります前に皆様方にちょっとお知らせ、ご報告を申し上げたいと思います。昨日の社会厚生委員会の際にも概略的なことを申し上げましたが、城内病院の医師について正式にめどが立ちましたのでご報告申し上げます。高橋聡さんという方でありまして内科、放射線科の先生であります。今現在47歳。住所は今は新潟中央区の方にありますけれども、週月曜から金曜まではこちらに滞在をして診療を行っていただく。当然であります。が城内、今度は診療所の所長、院長としてお出でいただくということになっております。北海道大学の医学部卒業、新潟大学の内科系放射線医学講座の大学院あるいは長岡科学技術大学の医用生体工学教室の博士課程等を歴任をされておまして、現在は柏崎の方にあります病院にお勤めですが、4月1日から城内診療所の所長として赴任をいただくということになりました。

なお、城内病院の診療所化に伴う住民の皆さんへの説明会を五十沢地区で3月28日、城内地区で3月30日にいずれも午後7時からそれぞれの開発センターで開催をさせていただこうと思っております。そして住民の皆さん方から不安を抱かないようにきちんと説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは佐藤議員の質問にお答えを申し上げます。

1 これからの在宅介護、施設介護は

第3期介護保険事業計画の中での1番からずっとあるわけでありましてけれども、その1番の介護予防事業について十分定着したか、予防につながっているかということでありまして、介護予防事業につきましては介護認定者以外の65歳以上の市民の皆さんを対象にしまして、日々の生活を維持していくために行われる高齢者の健康づくり活動を事業ととらえております。対象となる高齢者には住民健診の通知に啓発文書を同封したり、地域のサロンや老人クラブの集まり等に地域包括支援センターの職員が啓発・説明に伺っておりますが、まだ市民全体に事業の趣旨が十分浸透しているとはいえないという状況だと思っております。

今後市報の活用や対象者への啓蒙活動を行っていきますが、まだ十分に浸透しているとは言いがたいということでありまして、現在特定高齢者の介護予防事業の状況は受入れ事業所の状況、あるいは送迎に時間がかかること、そして本人の参加意向確認までに時間がかかる。こういう問題もありまして、実際の特定高齢者事業への参加者は非常に少ないわけでありまして、高齢者全体を対象としております筋力づくり教室とかふれあいサロン事業には、それは多くの皆さんがご参加をいただいているということでありまして、事業の参加者には自宅でも引き続き運動したり、運動機能の測定値で維持改善者の割合が高いということがありまして、本人の健康感も高められているということは実感をしていただいております。

全高齢者への効果は顕著には今のところ見られませんが、今年度、特定高齢者事業への参加者で介護保険に移行した人は現在今のところはございません。そういう面からみれば

ば一定の効果はでているのだらうと思っております。特定高齢者から要支援、要介護に移行する要因の多くは認知症の進行と病気の悪化でございまして、生活改善による身体機能の維持向上これらを壮年期からの健康増進がよりいっそうこれらに対応するには必要だと思われています。

2番目の地域密着型サービスの関連でありますけれども、地域密着型サービス施設では2カ月に1回地元の区長さんあるいは家族、地域、民生委員それらの皆さん方から組織していただいております運営推進会議を開催させていただいております、時には地元の行事に参加をしたり、施設に踊りや演奏を披露する人が来てくれたりと。それで地元と密着した関係の中で今、運営をされております。

平成18年度から始まりました第3期計画では介護保険制度の全般的な見直しが行なわれまして、地域密着型サービスがこれが創設されて整備を計画いたしましたのですが、計画地に比べて全般的に施設整備が進まずに実績は下回っております。計画に対する達成度でありますけれども、認知症対応型通所介護、これは利用人数であります、介護給付で16.9パーセント、予防給付で0.6パーセント。

小規模多機能型居宅介護では、これは利用人数のほうで全部申し上げておりますけれども、介護給付で109.3、予防給付は10.8パーセントであります。認知症対応型共同生活介護につきましては介護給付が71パーセント、予防給付がゼロ。特定施設入居者生活介護は介護給付、これは予防給付はございまして、介護給付だけで51.7パーセントという内容でございまして。

3番の介護を必要とする方が必要とする介護を十分に受けられたかという満足度の程度でありますけれども、第4期介護保健事業計画策定にあたりまして実施をいたしました要介護支援認定者実態調査、これは20年の2月から3月にアンケートを実施させていただきましたが、現在の介護保険サービスの満足度は満足、やや満足の合計が66.7パーセントであります。やや不満、不満の合計は2.9パーセント、未回答が21ございまして、こういうことで全体として不満と感じている人はこのアンケート結果から見ると少ないということでございまして。

介護度別のサービス支給限度額、これに対する利用状況につきましては要介護の1から5いずれも増加傾向にございまして。これは介護制度の認知度が向上したことと、サービスを提供する事業所が今はそれでも増えているわけでありまして。増えて利用できるサービスが増えたことだらうと思っております。

4番目の4期の計画策定時に行ったパブリックコメントこの結果等でございますけれども、第4期の保険事業計画における事業料の設定、施設整備について、それから保険料の設定この2点について昨年11月4日から17日の2週間にわたってパブリックコメントを実施させていただきました。結果、直接申し込み1件ということでありまして、施設に対する地域住民の認識が十分ではなくて地域全体で支えるという市民全員の認識、これができるような働きかけを行政に期待する、こういう内容であります。

直接計画にかかわるものはとくにございませんでしたが、4期計画の私たちの課題といたしまして特養待機者の解消それから施設整備と保険料とのバランスであります。それから低所得者保険料の軽減による保険料段階の見直し、これらが課題だというふうに私どもは今とらえているところであります。

5番のこれからの在宅介護、施設介護これらをどう進めて介護の社会化を実現するかということでございますが、在宅介護につきましては現在一人暮らしあるいはそういう高齢者や高齢者のみの世帯というのが非常に増加しておりまして、自宅での介護が必要な方も増えております。誰も同じことを思うわけでしょうけれども、住み慣れた地域で安心して過ごす、このためのサービスが必要となっております。

現在、小規模多機能型居宅介護、通所介護等、介護サービスこれらの整備をしておりますけれども、第4期計画ではさらに小規模多機能型居宅介護施設の整備を計画して在宅介護を支援してまいりたいと思っております。施設介護につきましてはこれは特養待機者の解消が課題でありまして、4期計画の中では地域密着型介護老人福祉施設、これはミニ特養であります。これを2カ所58人分を計画しておりますし、認知症対応型共同生活介護これはグループホーム、これを3カ所54人分を整備させていただいて待機者の受け皿を整備をしていきたいと思っておりますが、これで100パーセントにはなるわけではありませんのでまた引き続きそのことに努めていかなければならないと思っております。

問題は先ほど申し上げましたように施設整備と保険料のバランスでありまして、とくに施設整備についてもやはり国県の補助を受けることが前提的になりますし、当然また施設が増えれば介護が増えますので、入居者が増えますので保険料のアップにつながるということ。この部分をどこまでどういうふうに公費あるいは個人の負担そういう中で解消していけるか、ここが非常に大きな問題でございます。全般的な事項につきましては、介護従事者の処遇の改善これはもう図られることにはなりますが、そして介護サービスの質の向上、均一化これらに努めて適正な認定調査やケアプランそれから給付の点検、これら介護サービスの適正化に取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

2 経済危機下だけでない継続した地域経済の振興を

経済危機下だけでない継続した地域経済振興ということでありまして、中小企業基本条例ですか、こういう提言もございました。議員おっしゃったように市内の事業所のほとんどが中小企業でありまして、この企業の皆さん方が元気を出していただければ当然ですけれども市民生活にまた元気が、ということは間違いなことだと思っております。

市では今、議員もおっしゃっていただきましたが中小企業の経営基盤の安定強化を市内の3商工会とともに一生懸命取り組んでいるところでありまして、市の発注する工事、委託業務、備品購入これら特殊なものは別でありますけれども、それらを除いて市内の企業に極力発注できるように努めているところであります。

それから埼玉市民祭り、あるいは江戸川区民祭りこれらのイベントには市の特産品の販売促進にも出かけて行っているということでありまして、先般は葛飾区の亀有のわんぱく雪祭

りというお祭りにうちの方から雪をダンプで7台か9台運んで東京の子どもたちに滑り台だとか雪だるまだとかを設置して。これは葛飾区の亀有の方でやるわけですが、そこに私どもの特産品あるいは足湯等を持ち込みまして、宣伝に努めてきたところでございます。

そういう中で中小企業進行基本条例についてでありますけれども、ご承知のように私どもは平成20年3月に産業振興ビジョンというものを策定をさせていただいております。今後の商工業振興の方向性を示しておりますので、今のところすぐに条例の制定までということはまだ考えておりませんが、そういう状況に至ればこれはそれを全くしないということではありませんし、やぶさかではないと思っております。が、まずは産業振興ビジョンこれの着実な実施ということに努めてまいりたいと思っております。

只見線の浦佐駅乗り入れの件でありますけれども、この件につきましては関係機関と今、協議中ではありますが、問題点も非常にございます。そこでまだ具体的な結論には至っておりませんが、福島県の只見町の町長さんも今回で代わりました。そういうことも含めてまた改めてこれら関係市町村と協議をしながら、JRにもまた県にもこのことはご支援をお願いしたいということを申し上げておりますので、なるべく早くこういうことが実現できればと思っておりますのでまたご支援もよろしくお願いいたします。

ゆきぐに観光圏整備事業これにつきましては平成21年度から国交省へ補助金を申請して具体的な事業に取り組むということになっております。現在この協議会の中で平成21年度実施予定の23事業につきまして、ブロック別に事業内容の検討を行っております。この中で特筆すべきことは「尾瀬・魚沼ルートフリーきっぷ」事業をやろうということであります。この事業は浦佐駅を発着地として尾瀬めぐりでバス、船、タクシーそれぞれ別の交通機関を乗り継ぐ場合に便利な共通乗車券を1割引で企画販売しようということでありまして、これは全国初の共通乗車船券特例を利用させていただいた事業でありまして、国の方からも素晴らしいことだということで評価をいただいております。これがどう入りこみ増に結びつくかということこれからやらなければならないわけでありまして、

そういうこともやりながら、観光圏認定につきましては各種特例措置もございますので、このメリットを生かしながら一層また新たな事業を工夫して取り組んでいきたい。そしてこれを活用しながら2014年問題もございまして、浦佐駅の振興といえますか乗降客数の増加に向けて取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

農商工連携の件であります、今いつも言われております百年に一度という経済危機だと。そしてその厳しい経済状況下にありますが、地域でもこれは大きな影響を受けております。そして国のセフティーネットの緊急保証が急増しておりますし、市で実施している緊急経済対策の保証料補助につきましても利用者が激増している状況でありまして、20年度分の予算はほぼ6,600万円使い切るだろうと思っておりますし、21年度も同額の6,600万円を用意させていただいているわけでありまして、1億3,200万円総額になるわけですが、これらはほぼ予算を使い切るだろうというふうに予測をしております。そういう状況であります。

こういう厳しいときだからこそビジネスチャンスもあるとそういう話もありますけれども、

なかなか私たちの地域の現実としてそういうところまで急に結びつくとは考えづらいわけでありまして、とりあえずは経営の維持、そして安定化、これが急務だというふうに考えているところであります。私たちの市の産業振興におきまして地域の主幹産業であります農業と観光を含めた商工業が連携をし、地域の特色を生かした産業振興施策を進める。これはもちろん論を待たないところでありますけれども、農商工の連携が地域の自然や産業構造の特性を生かした産業振興に不可欠という認識は常に持っております。

先ほど触れましたけれども産業振興ビジョンの中で、今後もその実現に向けて公的支援の枠組みにとらわれない、やる気のある企業の個別的支援の仕組みづくりを進めていこうと思っております。具体的な施策につきましてはこれから早急に皆さん方にまたお示しをしたいと思っております。

それからこれは施政方針の中でも若干触れましたけれども、新しい試みとして21年度には東京都の板橋区にあります大山商店街の中の全国の特産品が集まる「とれたて村」への1年間の試験出店を計画しております。ここ大山商店街ですか、非常に参考となる商店街活性化事業のモデル地域でもありますので、地域の特産品の都市住民へのPR、その販売状況を把握して今後の特産品の基礎資源これらにあてていきたいと思っております。

また、お話にありました地域振興局主催で立ち上げましたその部分でありますけれども、これは3月の議会で、非常に私も期待を申し上げているということを申し上げましたけれども、状況がなかなか進みません。ですので、ある意味ではちょっと期待はずれという部分にきました。既存のきのこ類これに加えて新たな地域資源として開発された「魚沼深雪ます」、あるいは「うおぬま地鶏」を利用したメニュー開発が進められて、地域の宿泊施設でも活用はそれでも徐々に広がっておりますけれども、今後も活用メニューの多様化あるいは生産拡大について期待をしていきたい。

地域振興局の打ち出した部分につきましては、なかなか業界の方々が飛びついてくれないという失礼ですけれども、ちょっとやはり理想と現実が違ふといえますかまだ難色を示されている部分がありまして、ここであきらめたということではありませんけれども徐々に浸透させていかなければなりません。

ただ、そういう中で今年1月30日日常々申し上げておりますように今この「天地人」の状況を、これからの来年以降のまた市の観光客増につなげていかなければならない。そのためにはやはりこの地域で一番有名でありますし、皆さんが求めていらっしゃる魚沼産コシヒカリあるいは地酒、これらをきちんと本物を出していただかなければ困りますということですと申し上げてまいりました。ようやく先ほど触れました1月30日に私と六日町温泉旅館組合、それから関係旅館の懇談会を開催させていただきました。そして購入価格もございません。そういう条件が整えば当然ですけれども魚沼産コシヒカリの使用について旅館側も本当に前向きに取り組まなければならないという認識を持っていただいて、承諾を得たところであります。

そこで2月10日にJA魚沼みなみそしてJAしおざわの組合長、あるいは幹部の皆さん

と私の農政懇談会をさせていただきまして、地元産コシヒカリの宿泊施設への供給について協議をさせていただきました。今、JAそれから旅館、市の事務レベルでの話し合いを進めております。こういうことで懸案でありました地元産コシヒカリのお客さまへの提供について、相当明るい展望が見えてきたということだと思っております。今後も地域を引っ張っていくようなモデル的な取り組みに対しましては、行政としてもできるだけだけの支援をして地域に拡大を定着するよう進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 1番、佐藤 剛君。一問一答方式でお願いいたします。

佐藤 剛君 初めての一問一答ということで先のめどが全く立っていない中で始めさせてもらいますが、そういうことで再質問をさせていただきます。

1 これからの在宅介護、施設介護は

まず大項目の1番目でこれからの在宅介護、施設介護ということですが、介護保険問題、細かな部分をちょっと実態をつかまないとなかなかわかりづらいということもあります。私がどうこう言うことではありませんが、質問の内容が細かくなりましたら担当の方からお答えいただきたいというふうに思います。

では質問に入ります。まず介護予防事業でありますけれども、介護を必要としないだけで長く自立した老後を過ごすことは一人一人求める、望むところでありますし、そのことは介護保険料のみだけではなくて、医療費抑制の面からも私は重要なことだというふうに思います。そういう意味で効果的な介護予防事業が行われることを期待しているわけですが、今お話を聞いた中では、趣旨がまだなかなか十分に浸透していないということになります。

そしてまた特定高齢者の参加者がまだまだ少ないというようなことで、特定高齢者に参加していただいて効果を上げることを期待しているわけですが、ちょっと残念なところがあります。21年度予算を見てもこの部分、予算減になっておりまして事業縮小になっていきますので、参加者は少ないのかなというふうなことは感じておりました。たぶんこの参加者を集めるについては生活機能評価を行って特定高齢者を特定しまして、その個々にあった介護予防事業を勧めて事業を進めているのだというふうに思うわけですが、私が期待するところは個々には一つ一つの効果はあったとはいっても参加者がやはり少ないと、事業全体の効果は薄い、小さいということになるわけです。4期計画に向けてそれらを反省した中でどういうふうに参加者を増やしていくのかということ、再度、先ほどの最初の答弁と重複するところもあるかもしれませんが、重要なところですのでちょっともう1回お聞かせをいただきたいと思っております。

市長 私も初めてのことでありまして失礼いたしました。

1 これからの在宅介護、施設介護は

参加者。この21年度予算につきましてはご指摘のように相当の参加者があるだろうと思ってみた20年度予算の中とは現実が違いましたのである程度実態に即した部分でとりあえ

ずは予算措置をさせていただいたということでありますので減額になっている。これは増えてくれば当然対応をさせていただこうと思っております。

参加者をどういうふうに増やすか。これはもう啓蒙啓発をしていく以外に手がございませんで、先ほどの答弁の中でも申し上げました筋力づくりやふれあいサロン、ここには多く行っているのですよね。ですので、こういうものは割合と楽しみながらやっているという部分もありますので、そういう要素もこの中に含めなければならぬのかどうなのか私もわかりませんが、それらもちょっと検討を加えながらやっていかなければならないと思っております。参加者増の取り組みについては保健士の正職一人と臨時の二人も増加をさせていただいてそういう啓蒙啓発ということにもまた力を入れていきたいというふうに思っております。

佐藤 剛君 1 これからの在宅介護、施設介護は

介護予防事業につきましてはそういうかたちで拡大の方向でお願いしたいと思っております。時間もありませんので地域密着型サービスについてちょっと話を変えてお話を聞きたいと思っております。この事業、なかなか施設的には計画通り整備が進んでいないというようなことですが、地域密着サービスの事業につきましては、住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービスでありますので、私はやはり計画的な必要な場所にバランスよく配置しなければならないというふうに考えているわけです。そうでないとその目的とする在宅介護をサポートするという役割が、私は果たせないのではないかとこのように感じているわけなので、この地域密着型サービスにつきまして先ほどミニ特養と小規模多機能の関係、そしてグループの方の話の数が出ましたけれども、それらについて第4期計画、どこに設置をして予定しているのか。そしてそれら今、特養の待機者が問題になっておりますけれども、それを今、国の方は地域密着型サービスで賄おうとしているわけですが、将来的にこのミニ特養とか小規模多機能をどのくらい作る予定、ビジョンを持っているのかということをお聞きさせていただきたいと思っております。

市長 1 これからの在宅介護、施設介護は

先ほど触れました2カ所58人と3カ所54人分。この具体的な場所につきましては私がまだ承知をしておりませんので、担当部長あるいは担当課長に答弁をさせていただきますし、当然ですがその後の整備計画等についてまだ全般的な事柄を私が把握しておりませんので、いま検討されている内容について担当部長、課長に説明をさせます。

福祉課長 1 これからの在宅介護、施設介護は

第4期計画の施設整備の関係でございますが、市としましては市で直接施設を設置して運営しようという考え方は持っておりません。要は民間の事業者の皆さんの力をお借りして必要な整備をしていきたいというふうに考えています。ですので、先ほど市長が説明したように箇所数はあがっておりますが、これから位置的には変更する可能性がありますので、ここで今どこだというふうなことは特定できないということをご理解いただきたいと思います。

ただ、私どもは南魚沼市全体を一つの生活圏域、交通の状況もそうですし合併によってい

ろいろな機能も連携してきておりますので、あえて旧町単位に考える必要はないだろうというふうなことで、第4期計画からは生活圏域を一つというふうなことで考えておりますので、どこにできたとしてもそんなに大きな違いはないのではないかなというふうに考えております。

それから今後の関係でございますが、議員ご存知のように施設整備につきましては国が定める参酌標準というのがございまして、要介護4、5の方が何パーセント以上に入らなければだめだとか、2から5の方が必要以上に何パーセント入らないところまでは認めますよというふうな、そういう施設整備の枠は決められております。これは新潟県全体でも決められておりますし、魚沼圏域でも決められておりますので、その辺の調整をしながら施設整備をする必要がある。というふうなことで南魚沼市が必要だからといって、それを無視して作るというふうなことはできない状況になっております。第5期計画以降もそういった魚沼圏域全体、県内全体を見渡しながら必要な協議を行い、順次計画をしていくというふうなことで、今の段階はその基準ぎりぎりになっておりますけれども、また将来的には第1号被保険者の認定者の数が増えてくるわけです。実際の定員等については増加して来るというふうなことで、その増加した定員の中で泳いでいくというふうなことでございます。

佐藤 剛君 1 これからの在宅介護、施設介護は

そうなのですね。この参酌標準につきましては大変問題にしていまして、後でまた特養の待機の問題と絡めて話をしますので、それはちょっと置いておきます。まだ4期計画の中の箇所場所については特定ができないということではありますが。私は特養の待機者の数、そして国の方針からすると参酌標準云々もありますけれども、4期計画の中でこれだけではなかなか現実問題、この3年間いいのかなというような気がするわけでありまして。

それで今、民間の活力に委ねるところが多いというようなことでやっていますけれども、民間活力がもうちょっとなるとかなるようであれば、私は4期計画の例えばミニ特養2、小規模多機能2、グループホーム3というようなその枠ではなくて、それを越えてしても今の実情からは仕方ないのではないかなというふうな気がします。

今ほど言うように介護保険は社会保険方式でありますので、施設を増やす、サービスを増やせば保険料も上がるというような困った問題もあります。けれども、実情はこれから縷々また質問をしましたり、話をしたりしますがそういう状態ではないような気がいたしますのでちょっと考えていただきたい。

そしてではこの部分でもう1回質問させてもらいますと、民間活力に委ねるところが多いわけではありますが、民間もかといって今こういうご時勢ですので金もないわけなので、空き家利用とか、今、全国で進めています学校の空きスペースの利用とか、その他、公共施設の再利用とか。民間が、手厚いといいますが取り組みやすい方法を、市として行政の方でそういう提供は考えているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

市長 1 これからの在宅介護、施設介護は

ご指摘のようにこの数だけで待機者がゼロになるということは考えられませんし、考えて

いないということは冒頭の答弁でも申し上げました。ただ、一挙に3割、4割増やすなどということはでき得ないことだということもご理解をいただきたいと思っております。そういう中で今年21年度分については、先ほど触れました58あるいは54これがすべて数字としてどうだということではありませんけれども、112人の皆さん方がなんとかここへ受け入れられる状況が今年度中にはなんとか整うということでもあります。今、議員おっしゃったように民間活力に手助けを、というかそれをする意味で、私たちの空き施設を使用したいということであれば、これはもう十分提供する意思もございますので、民間の皆さん方にもまたそういうことはお知らせをしながら、そういう中でやっていただければそれは十分ありがたいことだと思っております。

今、大和病院の宮永院長先生からいろいろまたご提案も含めた部分が、今年度21年度には出てこようかと思えますけれども、地域のこういう待機者ももちろんではあります、私たちの地域以外にも介護難民といわれる皆さん方がとくに都会では非常に増えている状況がありまして、そういうことにも自分の地域のことだけを考えていないで、そういうことにも目を向けなければだめだということをお宮永先生からもおっしゃっていただいております。

まさにそのとおりでありまして、地域、地域でやることはもちろんでありますけれども、国全体である程度考えていただかないと、私たちの地域だけで、では今400人なら400人のことを全部やれなんていったってできるはずありませんし。介護保険料、皆さん方がいくら上がってもいいや、ということであればこれはまたわかりませんが、当然5割5割の部分でありますから、その部分、公的負担も増えるということですからとても簡単にできることではありません。これは国の方も当然こういう現状は大いに認識をしているわけでありまして、何らかの方法はまた考えてくるだろうと思えますし、我々もこういう地域の現状をきちんと国県に話をし、解決策を見出していかなければならないと思っております。いろいろ考えておることはいっぱいありますが、実行に移すに際して問題点も多々ありますので、まだここで申し上げることはできませんけれども、一応大変な問題だというふうな認識は十分しております。

佐藤 剛君 1 これからの在宅介護、施設介護は

ちょっと話を変えたいと思えます。介護を必要なのは十分介護サービスを受けられているかということ。満足、やや満足ということを含めまして66パーセントということになります。ですので、だいたいいいだろうということですが、これは今のアンケートの回答と、そしてまた支給限度額の利用状況がこのところ増えているというようなそういうところからの判断だと思うのですが、では、支給限度額についてちょっと伺いますが、この支給限度額というのは限度額なのか標準額なのかということをお聞きしたいというふうに思えます。ちょっと聞くといっても時間が長くなりますので私が調べたところを話しまして、勘違い、間違いであったら訂正していただきたいと思うのですが、

当初厚生省は要介護度ごとに在宅の標準的なモデルを作りました。これが要介護高齢者とその家族が在宅で暮らし続けるために必要なサービスの組み合わせをモデルにしたものであ

ります。内容的には自立した日常生活を目的として作られましたけれども、当時まだこのモデルではレベルがちょっと低いのではないかというような声さえあったようです。このモデルを金銭に換算したのが支給限度額だそうですけれども、その解釈は間違いないかということ。とりあえずそこを聞いてみたいと思います。

市長 担当課長に答弁をさせます。

議長 市長、そういう場合は課長、部長に手を上げてもらっても結構です。お願いします。

福祉課長 1 これからの在宅介護、施設介護は

支給限度額というのはあくまでも限度額です。それを越えると10割負担になります。それで今回その限度額に対して実際皆さんがどれだけ使っているかというのが、支給限度額の率というふうなことで、だいたい50パーセントを越えたぐらいになっているというふうな状況です。

佐藤 剛君 1 これからの在宅介護、施設介護は

限度額を越えれば100パーセント負担はわかっていますし、ただ、限度額はというふうなかたちで作られたということは、ちょっと認識が違うのではないかというふうに思います。そのモデルを作った時点、厚生省は44パーセントぐらい介護保険の発足のときは利用率を想定しましたけれども、それが2010年にはそれは限度額ではない標準額というとならえ方をしていましたので、80パーセントになるという見込みで実は介護保険が設計をされた。私の調査ではそういうふうなことになっています。そうだとしますと今の40パーセント、50パーセント台での利用率というのは、なかなか満足いける数字ではない、むしろ介護保険がちょっと停滞しているのではないかというようなことも感じられますので、ちょっと聞いてみました。この辺はちょっと認識の違いがありますのでやり取りにはなりませんので省略をいたしました。

次にちょっと聞いてみたいと思いますが、一問一答方式ですので細かく聞きます。まず一つ目ですけれどもある施設で聞いた話ですが、家族はいないと。そしてまた寝たきりの高齢者がいる世帯なのですけれども、ヘルパーさんが訪問したらびちょびちょになっていたと。寝具がびちょびちょになっていまして、サービスの回数は自己負担が大変なので増やせないというようなことを言っていた。そういう実例が今でさえも聞くわけですけれども、今、在宅介護の中でこういう事例が大変多いということを認識されているか確認したいと思います。

福祉課長 1 これからの在宅介護、施設介護は

サービスの利用につきましては家族とケアマネージャーがよく相談をして最良の方法それはサービスの量であったり負担額の問題であったり、総合的に判断をして決定しているというふうな状況でございます。その中でそれぞれ所得にあわせて負担の限度額というのがございますので、かなりその部分でフォローされているのではないかなというふうに思っています。

私どもが聞いている中には、高齢者の年金とかそのままその高齢者要介護の費用に使えば

十分な介護ができるのだけれども、家族がその年金を別の用途に使っているという話も何件も聞いております。そういった部分というのがかなり大きな問題ではないかなというふうに思っておりますので、私どもはそういった状況を、つぶさに家庭の状況等を確認しながら適正な対応をしてみたいというふうに思っております。

佐藤 剛君 1 これからの在宅介護、施設介護は

一問一答は慣れないのでどうしたらいいかわからないですけれども、ちょっとやり始めましたのでこのまま続けさせてもらいます。認知症の在宅介護の疲れで、自分自身が気付かないうちに虐待を行ってしまっているという実態が非常にあるわけなのです。そしてまた施設の中でも今、地域密着型サービスグループホームが特養化をしまして、泊まりの中でのヘルパーさんといいますが、介護職員の方が非常に難儀な思いをしていると。そういう中で職員ですらも入居の方々に虐待をするようなことを考えているというか始めといいますが、そういう状態になっているわけでありませう。

グループホームでそういう人たちが入っていますけれども、グループホームでは介護度4でも5でも1でも2でも介護報酬は同じなのですよ。そういう中で職員が特養化したものをみななければならないという中で、在宅支援というのは非常に難しいというか、厳しい状況になっていることもちょっとご理解をいただきたいというふうに思いますし、承知していると思います。この部分は本当は聞くつもりだったのですけれども。

そしてまたヘルパーが訪問しまして正規の短時間のサービスしか受けられないと。財政的に受けられない。そういう中で仕方なくヘルパーさんはボランティアで、その家庭の中で時間を使ってやってきているという実態もあるわけなのです。では、そういう方々は施設に入ればいいではないかという施設がない。そして今、そういう人たちは療養病棟に入っている方も多いわけですが、そこも長くいられないような実態になっています。3カ月ぐらいでしょうか。それを渡り歩いてあっちこっちに行って、結局お金が続かないということで自宅の高床式の下部分を改造しまして、そこに居ざるを得なくなったというのが、今、介護の実態なわけなのです。そういう部分を理解しておられると思うのですけれども、そこら辺を理解して今後の在宅介護、そして施設介護をどうするのかということ、再度またご答弁をお願いしたいと思います。

ちょっとまた質問の部分を省略して、今のことを前段に置きながら最後の最後の質問にします。私は国は在宅介護の方向でありますけれども、高齢者が、今、言いましたように自立できるような在宅介護の環境には残念ながらないというふうに思います。家族なり誰か見てくれるのを前提にしながら、今の在宅介護は何とか私は機能しているというふうに思うわけです。けれども、さっき市長も言いましたが、これからますます高齢化が進みまして老老介護、そして高齢者の一人暮らしが進んでいくわけですが、そうなれば24時間に近い在宅のサービスが必要になります。かといって今ほどの話のように、今の在宅介護ではそこまでのサービスを受けられるかといえば、いろいろ自己負担の問題やスタッフの関係があって、私は非常に疑問だと思うわけですが、いつか近い将来にそういう時代が来るわ

けです。これからの在宅介護がどうなるのか、心配は要らないのか。もう一度そこら辺の、先ほども言いました実情も踏まえまして、市長の答弁をひとつお願いしたいと思います。

もう一つ施設介護につきましてですけれども、23年度末で介護型の療養病床が廃止になります。当市はその影響は22床だそうであります。昨年の9月、笛木議員の質問の中で、その22床は行き所がないようなことはしませんよ、というような市長の答弁でありました。しかし、大和病院がこれからどういう形になるかわかりません。わからない中でありますけれども医療型とはいえ、大和病院には療床型が38、城内病院には今4。先ほど言いましたように特養の待機者が400というふうなことであります。

先ほど福祉課長が言いましたように、参酌標準があつてなかなか思うようには施設は作られないのだよということは理解しています。が、これほど施設を必要としている実態がある中で、市長はどういうふうに関後この施設の待機と申しますか、施設不足を解消していくのか再度お伺いいたします。

介護の社会化が進みまして家族の負担だけでなく、社会全体で支えあえる環境整備が本当にこれから先できるのかということもあわせて伺います。これは介護保険の保険者でありまして、そして事業の主体であります市長、大変な問題だと思しますので、再度この2点をお聞きしたいと思います。

市長 1 これからの在宅介護、施設介護は

在宅介護の現状は十分認識をしているつもりであります。私も前々申し上げておりますが、自分の母、祖母がしばらくはずっと在宅介護でありまして、非常に両者がですね、両者の負担が多い。そういう部分は十分理解をしているつもりでありますので。理想的には在宅介護ということが一時いわれまして、私も本来はそうあるべきかなという思いはしていたのですが、やはり現実はその甘くなかったということも十分私も認識しております。ですので在宅介護は介護としてやっていかなければなりませんけれども、施設介護がやはり一番いいんだという思いは、今はそっちの方に重きが傾いてきております。

ただ、さっきから触れておりますように、これを今、十分満たすべきことをやって、国の方はそこを考えているわけですが、あと20年、30年後にはこれが激減するわけがあります。そうなりますと非常にその時に今度は経営をしていらっしゃる民間の方も、あるいは公も含めて大変な状況になる。そこも見通しながらいろいろ考えていかなければならないわけがあります。

いずれにしても介護を受けたくても受けられない、あるいは満足ができない。そういうことがないように何をやるべきか。今、言いましたように私たちにできることは、極力施設介護を増やしながらかそういう皆さんのニーズに答えていくということです。在宅介護についても今、議員おっしゃったような悲惨な状況の部分が出てこないような、サービスの部分ですね。お金がないから受けられないとか、認定がないから受けられないとかとそういう部分もありましようけれども、そういうことをどう解消できるかというのが本当に大きな課題であります。

第4期計画の中では先ほど触れましたように、やはり課題として特養待機者の解消、それから施設整備と保険料のバランス、低所得者の皆さん方への利用料金の細分化といえますか。そういうことが大きな課題でありますので、100パーセント満足がいくかたちにはまだ4期目でなるとは思っていませんけれども、何とか市民の皆さん方のご要望に近づけるように努力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

佐藤 剛君 時間もなくなってきましたので介護保険の関係は終わりたいと思います。

2 経済危機下だけでない継続した地域経済の振興を

なかなか一問一答に慣れませんので予定していた質問も話せませんが、最後に経済振興の関係で中小企業基本条例のことについてだけちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中、条例はとりあえずは制定する予定はない。産業振興ビジョンの中でそれを実施しながら経済振興を図っていこうというようなことであります。産業振興ビジョンもできたばかりですのでその部分もわからないわけではないのですが、この地域経済の振興に商店街の活性化それも含めまして、につきましては今まで何度も先輩議員の方も含めて質問をしてきました。これは当市だけの問題でなくて地域の経済振興は全国的な問題であります。なかなか特効薬がない。地域の経済は疲弊しまくっているというのが現状かというふうに私は思っているわけであります。

それはなんでこういろいろ考えてもうまくいかないかということですが、たとえば大規模店が地元に来そうだとすれば、地元の商店街は客足がそちらに向くので当然反対するわけです。行政の方もそういう声を聞きながら判断するわけです。市民はだけれども今は車社会でありますし、少くとも遠くても離れていても、大型店の便利さを求めるというふうなことになるわけですのでなかなかこれはうまくいかない。

もう一つは行政はこういう財政事情ですので、安い経費で大きい効果をということで発注はどちらかというと安さというようなことを重視するようになりますと、大手がどうしても有利になりまして地元への恩恵は薄くなるというわけであります。

というようにそれぞれ一生懸命やっているのですが向いている方向が一定でないというところに、なかなか地域の経済の振興がうまくいかないというところだと私は思うのです。その部分で、条例といいますとちょっと構えがちでありますけれども、そういう意識を持つだけでも私は違うというふうに思っていて、何かよりどころといいますか羅針盤的なものがあつた方が、舵取りがしやすいと思うわけであります。こういうかたちで資金が地域の中で循環する流れを作るのも、行政の大事な政策だと思いますが、その辺はどうでしょうか。

当然条例制定をするだけでなく実効性を高めるために、施策を次の段階で検討しなければならぬわけですが、そういう意味も含めましてとりあえず先々はともかくとして、条例の制定は今のところはないというお話を聞きましたが、その辺も含めてもう一度この地域の振興につきましてお考えといいますか、条例を制定を含めまして聞かせていただきたいと思っております。

市 長 2 経済危機下だけでない継続した地域経済の振興を

お答えいたします。今までそれぞれ旧町で何度となく市街地活性化についてのビジョンだとか、あるいは総合計画も含めてでありますけれどもずっとやってきましたが、今、議員おっしゃったようになかなかそのことの効果が現れていない。実際に行動に移しているという部分が非常に少ないということだと思います。

私も市長に就任させていただいて今、4年過ぎて5年目に入るわけですがけれども、やはり一番は行政がなんとかしなければならぬという思いが強すぎると、相当いいことであっても非常に難しいということに、前々からそうは思っていたのですけれどもようやくこのごろ強く思うようになってきました。

と申しますのは塩沢の牧之通りあるいはつむぎ通りのみなさん、それから大和の毘沙門通りのみなさん。そして今天地人博もこれは若い人たちに任せてあるのですね、あれは。主体性を持って皆さん方がやっていただけると非常にその地域のみなさん方も、一生懸命になりますし活性化をしていくという思いを、これは実証したのだと思います。ですからあくまでもやはり行政はその下支え、手助け。行政指導という部分はそういうところには非常に向かないということは、私は今度はもう信念くらいに持っていかなければならないと思っております。ですので、当然、全くしらないから好きなようにやれやということではなくて、お互いビジョンは持ちよりながら、実際にやるのはあなたたちですよということをきちんと意識をしていただいて、そしてがんばってもらうという方向をこれからはとっていかなければならない。

産業振興ビジョンもまさにそのことを強く謳っているわけありますので、当然そういうことになっていただきたい。そして市の事業を発注する時に、安い方に落ちちゃうんですね。これはもうそれを翻すだけの説得力というのは今のところ持ち合わせません。常に議会でも一部の方がおっしゃっていますけれども、いや請負率が高いとかどうだこうだと。高い安いと言われても、ではそれを8割に落とせば本当に適正かということ、本当はそうではないのですね。設計額というのは公共の仕様に基づいた設計をして、そして皆さん方いくらでこれを工事していただけますかと出すわけですから、それに近づいたから談合があるとか、税金のむだ使いだなんてことはありえないことなのです。それを今、全国的には私たちの市は発注率が高いからちょっと談合の体質があるとか、いや落札率が低ければ談合防止に役立っているとかそういう議論が蔓延しています。これは絶対うそです。私はこれを強く声を大にして言いたい。当然談合があってはなりませんけれども、そういうことを全部つなげこんでいて、そして今になるといや地元の業者に金が落ちないとか、発注率が、請負率が低かったから大変だとかとそういうことが議論になっているわけでしょう。そこを議会の皆さん方もよく考えていただきたい。

ですので、当然私たちは市で発注する工事、あるいは物品も極力市内の皆さんからとっていただきたい、受注していただきたいと思ってやるわけです。ただ、安ければいいやということではやっていません。最低限の価格をおいていますので。ですので、そういうことでひとつご理解をいただいて、どれも皆さんの税金でやる仕事ですから、市内の皆さんから仕事

をしていただいて、そしてお互いが潤うということを考えなければならないわけです。その気持ちは全く微動だにしませんけれども、あまりにも今は世間の中がいろいろの批判をして、そしてそれが今の定価に結びついているという部分も否めないということもご理解をいただきたいと思っております。

なお、市街地部分につきましては、ご承知のように市街地活性化法という法律もできましたので、私は今、議員もちょっとおっしゃった郊外ではなくて、この市街地の中に大型店が入ってくる、これは商工会の皆さん方と協議をしていかなければなりませんけれども、決してマイナスばかりではないという考え方を持っております。そのことによって地域の商店街が廃れるようでは困りますけれども、お互いうまく共存・共栄できる道があれば、それを探りながら大勢の皆さんがここへ来ていただくということをやらなければなりませんので、この市街地活性化法の趣旨を生かしながら、これからのいわゆる市街地といわれる浦佐地区、あるいは六日町のこの部分、塩沢の部分、これらについて大型店とか物販とか、そういう部分がある程度可能であればこれは模索していかなければならないと思っております。まだ別にそれがどうだこうだということではございませんけれども、地域の皆さんとそういう面も協議をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

(「議長、休憩動議」の声あり)

(午前10時41分)

議長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 質問順位2番、議席番号18番・岩野 松君。

岩野 松君 おはようございます。1日目の一般質問は少々ですが、2番目で傍聴者の皆さん本当にご苦労さまでございます。質問要項に基づいて質問いたします。初めての試みということでいろいろありますが、私も考えながらやっていきたいと思っておりますけれどもよろしくお願いいたします。

1 クリーンエネルギー対策はあるのか

最初はクリーンエネルギー対策は実際にあるのかという質問が1番目です。アメリカの大統領が代わり、大統領は自然エネルギー開発と温暖化への環境対策とあわせて雇用創出で経済打開の両面の方針を打ち出しました。今、春になり桜の開花時期のことがいろいろテレビなどで言われていますが、先日開花宣言は1月1日からその地域の気温加算が600度になると開花すると言っておりましたが、たまたま3月1日のときには 数字ははっきり覚えてはいませんが、今年も東京では435度とか2度とか言っていました。20年前は332度と言っていたように記憶しているのですが、これを聞いたとき温暖化は確実に進んでいるのだなというのを感じました。

そして京都議定書では2012年までには90年度のときの6パーセント削減というのを押し出して、日本はそれにも応じているわけでありまして、しかし、数字的には07年度というのがあるのですがプラス8であり、逆に15パーセント増えているという状況であ

ります。これは柏崎原発による影響も大きいというふうに言われておりますけれども。

そして昨年暮れの気候変動国連会議では、この年を指されまして世界の1年をむだにした日本であるというふうに指摘されました。そしてその上、日本政府は温暖化に道を付ける中期目標を定めなければならぬのですけれども、いまだにそれを決めていない国でもあります。この次のあたりに出すようなことがちょっと触れてありますけれども今は決めてありません。まずそのことを指摘して市長を先頭に、国へ向けて積極的にそういう提案を要望したいと思います。

(1) ですが燃料にかわるクリーンエネルギーの導入の目標。そして例えばその目標値としてこの市での電力使用量のどれくらいはクリーンエネルギーにしたいとかという、そういう数値目標を掲げているかどうか。そしてクリーンエネルギー対策としてはどのような計画があるのか。それとエネルギービジョンというのもあるのかどうかまずお聞かせください。

そしてそれを達成するにはこの地ではどのようなクリーンエネルギーがあうのか、活用できるのかということもあるかと思えます。国もようやく思い腰も上げ、太陽光発電にはまた補助を復活するということが聞こえてきています。しかし、ここは日照時間があまり多くないところでもありますので、それに100パーセント頼るのはどうかということも思いますがどうなのでしょう。

そしてまだまだクリーンエネルギーに対して日本の国の状況がこうでありますから、各自治体としてもCO2削減に対しての研究やそういうのは少ないのではないかと思います。そういう意味ではそれを含めた研究チームなりそういうものを作るべきではないかというふうに思えます。市役所にお聞きをしましたら全然研究をしていないというわけでもないし、模索している答えも返ってきております。しかし、民間もいろいろ考えておりますし、そういう新しいいろいろなところの研究が必要なのではないかというふうに思っております。

先進地を見てくると、それから学者と交流すること、大学などの研究なども視野に入れたそういう研究チームを立ち上げて、この地域でもエネルギーを生産することへの積極的な提案として私は今回提案したいと思っております。それによつての産業の発展に寄与できるまちづくりもできるのではないかというふうに思っておりますし、そういうことでございます。

2 職員給与条例に関連して

2番目の職員給与条例に関連してというふうに題をしました。この予算では職員などの給与が、4月から3年前に復元するというふうに条例も出ております。しかし、その時ばかりではないのしょうけれども、そのころから指定管理も5パーセントすべてではないけれどもカットされた部分もあり、また、いろいろな福祉の中でも健全化のためにということも含めながら少なくなってきたというのがあります。そういうのはどうなるのかということでもあります。

予算書で見るとかぎりでは委託事業などの増額があまり見えないように思えます。むしろ少なくなっているのも多いように思いますが、職員の給与を、約束だからと市長はこの前も言

いましたが、約束を守るのは私はいいことだと思っておりますけれども、委託現場で働く人、とくに掃除だとかそういうのに係わる人たちなども3年前に戻すように指示をしたのかどうか。そうしないと市民からの思いもありましょうし、職員だけ約束だからといって復元するのはいかなという思いで質問しました。市長のまずご意見をお聞かせいただきたいと思っております。1回目の質問はこれで終わります。よろしくお願いいたします。

市長 岩野議員の質問にお答え申し上げます。

1 クリーンエネルギー対策はあるのか

クリーンエネルギー対策はあるかということですが、このエネルギー政策そのものは市町村ではなくて国がきちんとやっていかなければならないことですので、代替の目標数値を各市町村あるいは県で決めるという段階にはいたっておりませんので、私ももそういう目標数値といいますが電力量はではどのくらい削減するとか、そういう目標は立っておりません。市としてこの後ちょっと述べますけれども、バイオマスタウン構想を想定しながら少しでも環境に優しいエネルギーの利用に取り組んで国の目標を補完すると、こういうことだと思っております。

電気事業者も化石燃料を利用する火力から太陽光いわゆる水力発電、風力、地熱あるいは原子力それぞれあります。でもそういう中では特に今、電気事業といいますが一般的な民間会社で電力を作って、それを電力会社に売るといってもずっと認められるようになりました。例えば電源開発さんとかそういう皆さんも含めて、既存の電力会社もそうですけれども、クリーンエネルギーの方に少しずつ転換をしていくという方向はきちんと持っております。

それからクリーンエネルギーを消費量の何パーセントもう使いなさいということが定義づけられておりますので、そこに電源開発等を始めとした皆さん方が、各地域で省水力発電だとかあるいは風力発電だとか地熱もありましょうし太陽光もありましょうが、そこで電気を発電してそれを電力会社に売って、電力会社はそれを買って結局目標値を達成しているという今の状況ですので、そういう方向に進んでおります。

私たちこの地域だけを考えますと寒暖差の激しい地域でありますし、冷房でも暖房でも与えたエネルギーをできるだけ長く保存をする高断熱の例えば住宅推進、あるいはこういうことによって使用量の低減あるいは負荷軽減に努める。こういうことは推進をしていかなければならないと思っております。

環境あるいは新エネルギーの研究チーム問題ですけれども、これにつきましては新年度から現在の環境課の中のごみの部分とかそういう部分と切り離しまして、環境交通課という環境と交通に特化した課を設けますのでその中で取り組みませてもらいたい。特別にこのことに対しての研究チームということは今、考えておりません。

それからバイオマスタウン構想でありますけれども、これは今、バイオマスタウン構想を農水省の方に認証のために協議中であります。この協議が終了後はまた市民の皆さん方も含めて広く公表していかなければならないと思っておりますけれども、今、考えておりますこ

とは、まずバイオマスエネルギーの利用事業といたしまして皆さんご承知だと思いますが、今年度ペレットストーブを今「市長室」と「愛天地人博南魚沼会場」それから「ディスプレイ」この3会場に今、設置をして稼働させております。非常に評判はいいですね。火が見えて暖かそうで、しかもCO₂の排出はゼロということですので非常に評判的には良くなっておりますけれども。

バイオマスタウン構造につきましてはバイオマスの循環利用と地産地消による地域の活性化、あるいは環境保全型農業の推進による食の安全・安心の確保、バイオマスエネルギー利用による環境への負荷軽減の重要性をこの策定の基本方針としております。バイオマス利活用の先進地として循環型社会の形成を推進するということを目的に策定をしているわけでありまして。

具体的には「堆肥の安定供給事業」それから「木質ペレット化事業」「メタン発酵事業」この3点を重点的に取り組んでいきたいと思っております。現在、市外に持ち出されて処理をしております事業系廃食用油あるいは未利用の家庭系の廃食用油を市内でバイオディーゼル燃料として活用できないかということも検討していきたいと思っております。今、この3つの事業の事業化に際しましては、市のバイオマス利活用推進部会の中に堆肥の安定供給事業、そして木質ペレット化事業、メタン発酵事業この各事業ごとに組織をして事業推進に当たりたいと思っております。

木質ペレットにつきましては平成21年度に民間で木質ペレットを生産する施設を農水省等の補助を受けながら建設していこうということになっておりますので、そういう取り組みを今やっているところであります。よろしくお願い申し上げます。

2 職員給与条例に関連して

職員給与条例であります。最初におことわりを申し上げておきますが、約束だからという、約束もありますがその約束の前提に市の財政の健全化のめどが立った時点、ということも含めてありますので、ただ約束したから財政が厳しい、あるいは健全化のめどが立たないのに復元をするということではありません。そこだけまずご理解をいただいて、議員おっしゃっておりますそれぞれの外部団体のことであります。

今まで私どもに準じて給与を5パーセントカットをしていただいておりますのが、特養八色園、それから社会福祉協議会あとはシルバー人材もそうでした。シルバー人材も自発的にやっていただきました。それから文化スポーツ振興公社もそういうかたちでやっておったわけでありまして。当然、市から補助等で人件費を出している部分については復元をさせていただきますし、それから文化スポーツ振興公社等についても市にならって今21年度から復元をしたいということをおっしゃっておりますので、すべて復元をするということでありまして。

このほかにも臨時職員あるいは非常勤の特別職の皆さん方、区長さん方も含めてですけれどもそういう部分はすべて一緒に復元をさせていただく予算措置をしておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

議長 18番・岩野松君、一問一答方式でお願いします。

岩野松君 1 クリーンエネルギー対策はあるのか

ではまずクリーンエネルギーということで再質問をさせていただきます。私は2月にクリーンエネルギーの先進地といわれている岩手県の葛巻町に、残念ながら一人視察というかたちになったのですが見せてもらいに行ってきました。向こうの町長にお願いをしてそういう担当の方と会いながら二日ばかりで行って来ましたけれども。ここでは10年前に新エネルギーの町を宣言して、自然と人間の共生を目指したまちづくりをしていて、現在町民が使っている電力消費量の約180パーセントを生産する。数字的にはそういうふうな言い方をされておりました。

基本理念は「ああ、ここと似ているね」なんて言ったのですが、天と地と人のめぐみを生かしてというのが基本理念だそうです。そのスローガンの下で風力、太陽光それから熱というのは地熱だと思うのですが、それから畜産、糞尿、森林、沢の水などありとあらゆる自然をエネルギーに変えて、これまでの生きてきた先人というか今まで生きてきた人たちの知恵の人の力、それからこれから生きる人たちの人の力のめぐみを生かして、地域特性プラス町民の理解協働から魅力ある町、魅力ある町民を目指しています。ということがスローガンでございました。

そういう意味で町民が自分の町に自信が持てる町であるというふうに変っているということは、行き会った町民から沢山お聞きしました。ここはワインと畜産、それとグリーンテージという宿泊施設なのですがそれが三セクで経営されていて、すべて黒字であるということでした。

そしてこのクリーンエネルギーを主体とした町の活力も含めた視察なのでしょうけれども約300団体を超える施設がここ毎年訪れているそうです。クリーンエネルギーの風力、太陽光、地熱、バイオマス、森林活用、水力それと町民協力というのとあわせた自然エネルギーの本当に宝庫であります。ほかで視察した方のブログですかそういうのを見ると、すべてそういうことが書かれて結構そういうのが多くあり、私自身もその感想を得ました。

ここでは自然エネルギーの主体は風力です。そういう意味でエネルギーが自給の町であるということでありました。2001年からは省エネプロジェクトというのを計画して、葛巻のリーダーは子どもたちだと位置づけて廃校を活用してエネルギー教育実践を行い、また町民にはCO2ダイエット団体という、これはNPOですか日本的な組織だそうですけれどもそこへ加入することを募って、自然エネルギー設置をやっていると。それと自然エネルギーを各民間個人がする場合の、町独自の補助制度もあるようであります。

京都議定書によると中長期のCO2削減目標をこの町では設定して、日本で初めての自治体の賛同実態となっているということでありました。そういう意味で義務付けられていないと市長はおっしゃいましたけれども、やはりこうやって目標を各自治体がCO2削減も含めてするということは、大きな効果があるのだなというのを実感してきました。非常に会った町民たちがいろいろなところで生き生きとしているのを私自身は感じて帰ってきました。

この熱エネルギーや電力を生産できる、そのことによって産業が興せる。すごいことだというふうに思って感じてきましたが、この地で市長は今年からはそういうかたちでの研究グループというか。私、所信表明を見たとき環境をあれしてという文言がありまして、それがそのことかなと思ってはいたのですけれども、実はちょっと蛇足ですが昨日、六小での交通安全に対する取り組みの会議がありました。それと結びつくのかなともまた思ったりしたものですのであえてお聞きしなかったのですが、ぜひ、この地でできるもの、それを研究して欲しいというふうに思っております。

太陽光に関しては、確かに電力会社が今度倍で買うというのも聞こえてきていますし、それから国も補助金を再開するということがありますけれども、地熱発電というものにも私は力を入れるべきかな、という思いをあそこでしたとき感じてきました。それが融雪に使えばもっとすごいことだというふうに感じております。残念ながら葛巻町はマイナス20度にもなりますけれども雪はとても軽くて、屋根の雪の処理には眼点がないように感じていました。この間、2月の寒中に行ったのですけれどもすごい雪ではなくて、本当に軽くていい雪だなと思ってきましたのでそういうのもありますが、今言ったバイオマスでは、町長がちょっと漏らしたのですけれども非常にこれには期待するものがあると。酪農で人口より多い牛がいると、8,200人の人口の中に1万1,000頭いるのだそうですけれども。

そこでは昔は臭い町というふうなイメージがあり、冷たい風とそれから食べもしない山ぶどう。そしてかつては酪農と森林の町だったそうですけれども、外材の輸入で林業がさっぱりになり、本当に大変な時代を過ごしたのです。が、何でこの発想になったかという、たまたま広大な土地を活用した全く合法的であったのでしょうが都会からの産廃を持ち込むという話が盛り上がった。反対運動も起きたのだけれども、クリーンな町をイメージしながらそれを撃退できる方法を考えようではないかというのが、町民の中から起こってこういう方向付けになったということです。そのときには本当に大変不評があるものというか、それを今、産業のエネルギーとしていろいろな意味での活用をしているということです。

今回のリーマンショックとかいろいろ言われていますけれども、この町ではそういう問題は起きていませんというのが町長の話でもありました。自分のところでエネルギーが作れるというのは本当にいいことで、バイオマスのところではそこで使っている地域の牧場ですか、すべてその地熱で補っているということでありました。そういうことがこのまちでも可能ではないかということをおもっておりますし、また市民も一緒になってそれに協力する体制を作るといことも大事なということで、もう一度そういう意気込みをお聞かせいただきたいと思っております。

市長 1 クリーンエネルギー対策はあるのか

意気込みは十分ございます。先ほどちょっと触れましたように風力、地熱、水力、堆肥、廃油、木質すべてのことを検討を加えているわけでありまして。風力についてはある発電会社といいますか電気を売ろうとする会社が1回調査に入ったのですけれども、非常に風が弱い部分があって断念しかけたのですが、21年度に試験的に風力をもう一度きちんと調査をして

みようということで、風力計といいますかこれを設置する方向で今話が進んでおります。その結果によっては電気を風力で起こして、それを売電するといいますかそういう事業も取り組んでいただけるかもわかりません。

今、私が一番考えておりますのは、水力は五城土地改良区が水力発電所がありますし、いろいろ電源開発さんに調べてもらいましたら、なかなか水力でやはり投資があってそれに見合う発電量がなければ事業として成り立ちませんので、五城土地改良区の発電所を抜きますと水力的には非常に難しいという方向でした。

あとは今、触れましたように私はこの木質ペレットをやはり大量生産して大量消費していくという方向に切り替えていきたいわけですが、そのもとは環境政策も当然でありますけれども、林業の復活と森林の整備ということでもあります。今、木質ペレットの材料になるのはその廃屋材も含めて木ですよ、木質ですから。枝刈、あるいは間伐材これらは枝打ちをされた部分はほとんど今使われずにそこに残されたまま。あるいは片付けるのも金がかかるということです。こういうやつが全部材料になりますので。

計算いたしますと、市内全域で木質ペレットを使った場合、私たちの市内だけでは消費量を生産できないということ。ですので、当然ですけれども魚沼市、湯沢町さんもバイオマスタウン構想を作ってもう進んでおりますけれども、そういう広域的な連携も必要になるわけですが、とりあえずは林業の復活。

ここで1番問題になるのが間伐をしよう、あるいは枝打ちは行って切ってくればそれでいいわけでしょうけれども、それを出していると道路がこの地域は林道がある程度は整備されておりますけれどもまだまだなかなかそれにいたらない。林道整備について、これは林道という観念ではありませんけれども今、国土交通省と話をさせていただいて、水無川の砂防堰堤の建築の際に試験的に山林のやはり資源保護といいますか整備、こういうことも農水省ばかりではなくて国土交通省も取り組もうということで、21年度になろうかと思っておりますけれども試験的にいわゆる国土交通省による林道整備もそのメニューの中に入れてもらいました。

これはやはりこれがきちんと網羅されませんと運び出しができませんので、ヘリや何かを使ってはとても無理ですから。そういうことで林業の復活、それによる雇用の確保、こういうことも考えていきたいと思っております。意気込みは十分ございますのでひとつご理解いただきたいと思っております。

岩野 松君 1 クリーンエネルギー対策はあるのか

ぜひ、そういう方向で進んでいただきたいと思っております。蛇足ですけれども実はこの南魚沼市内という川窪に太陽光を取り入れた住宅がありまして、先日そこをおじゃましてきました。そしてどれくらいの経済効果があるのかなというのを併せてお聞きしましたら、年間約15万円以上は売れるのではないかと。最低で5,000円ぐらい。非常に大きいお宅でしたけれども、家庭用としては3キロワットあたりが目安でそれに対する。6年前に作られて、40万円の補助があり300万円そこはかかったけれども屋根の一部として作ったもので、いろいろ考えると15年ぐらいではなんとか採算ベースに乗るのではないかと。

ただ、耐用年数がどれくらいというのははっきり聞いていないのだけれどね、という言い方をされておりました。葛巻町では17年ぐらいというふうに業者は言っておりますけれど20年は持つのかなという答えでしたが、葛巻で使っているのと会社が違っていました。

そういう例がありましたし、それと木質ペレット。本当にペレット化は市長室で見させてもらいましたし、また、材木をストーブ化しているところも結構市内でもあります。そういうところを感じていながら葛巻町へ行きましたら、両方使えるストーブがありました。ほとんどそれでした。あまり高くて本当にいいなという思いで、どちらも使えるということへの開発も、私個人で使用するとなったらそれが大事なのかなという思いもいたしました。

それから研究材料として皮、木材の樹皮の活用はどうなっているのか。特にここは杉ですけども葛巻町は松が多くて、その樹皮を日本では初めてそれもペレット化することに成功して使えるということ。皮というのはややもするといろいろなものが出たりして痛めるというのがありますけれど、そういうものの研究なども私は必要ではないかというふうに思っています。材木の問題では。

そういう確かに自然エネルギーをどう利用するか、知恵をみんなが出し合ってやっていくという形態をとることが大事で、町民へのいろいろな施策についてまだちょっと聞かせてもらっていないのですけれども、それももしありましたらお聞かせください。

市長 1 クリーンエネルギー対策はあるのか

樹皮、これは今の確かペレット化する技術では全く問題はないと思います。全部樹皮をはいでペレット製造機に入れなければならないということには確かになっていません。ですから、そのまま樹皮も一緒に利用できるということでもありますし。先ほど触れましたペレットのストーブはやはりタウン構想による市民アンケートの結果ですけれども回収率は非常に低かったです。1.2パーセントぐらい。やはり代替燃料が必要だという回答は9割以上出ております。行政が最初に手がけるべきというこれが6割以上であります。

当然そうだと思いますので、市の所有している施設、例えば保育園とかあるいは学校とか、そういう公共施設にこれから徐々にペレットストーブを導入して、それを燃さなければペレットをいくら作ってもらってもそれは事業として成り立ちませんので。そういうところから進めながら市民の皆さんに啓蒙して、利用を呼びかけていきたいと思っております。

先般はもみがらを固形化してそれを燃すなどという広島のあたりからわざわざ売り込みにも参ってございましたけれども、そういうこともいろいろ考えていければと思っております。いずれにしても環境政策と産業政策の両面を駆使させていただきながら、極力化石燃料からの脱却を心掛けていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

岩野 松君 クリーンエネルギーは一応、積極的にぜひして欲しいということで終わらせていただきます。

2 職員給与条例に関連して

職員給与改定条例に関してですけれども、市長は先ほどそういうシルバー人材センター、特養それから文化スポーツ施設などへも、それから区長やそういうところにまでも配慮した

ということで、あまりミスがないのかなというふうに思いますが、予算書で見るとかぎりでは学童保育の送迎の委託料などは 本当に細かいことを言って申しわけございません。154万円から147万円に予算書は減っていましたし、それから塩沢の交流ひろばの清掃業務なども1万円減っている。そして草刈も1,000円減っているとかずいぶんそういうのが何点かありました。

それで、私はそういう一番大変な仕事をしている人たちへの配慮なのでしょうけれども、そこら辺がそんなに高収入でない人たちが働いていると思いますが、そういうところの配慮も細かいですけれどもして欲しいなという思いがあります。

それと1点だけお聞きしましたけれども、前にも私言いましたが、シルバー人材で駅のトイレを掃除しております。それも実は減ったものだから1日休みになったのだそうですけれども、掃除をしている方が、あの場所の設計もあるのでしょうが非常に汚くなっているトイレで、毎日掃除しないと本当に大変なのだけれども今は週1休みになっていると。そういう意味で本当に困るし、今「天地人」が、その時お聞きしたのは始まるのに、駅の顔であるトイレが汚いというのはどういふのでしょうかね、ということで聞かせてもらいました。それで先日したらそういう戻るといふ話は聞いていないということです、非常に細かい点ですけれどもぜひ、そういうかたちで配慮をお願いしたいと思います。

それともう一つは福祉関係ですけれども、福祉タクシー券が決められたときは初乗り料金を援助するということだったのですけれども、今は1枚500円で3枚だか5枚だか使える制度になっています。相対数の枚数が変わったわけではないので全体から見ると少なくなったのかな、ということがありますが、その2点だけお聞かせ下さい。細かくてすみません。

市長 2 職員給与条例に関連して

今、議員がおっしゃった部分についてはもともと5パーセント削減なんかしておりません。しておりません。していないのです。送迎バスの予算減、これはもう前年度の実績ですから足りない金は払う必要がありませんので、前年度実績にあわせて予算を減額したと。いろいろ例えばシルバーもさっき触れましたように、シルバー人材の方の職員の賃金の5パーセントは復元します。ただ、そこに登録されていらっしゃる皆さん方がという部分については、私たちは一切関知もしていませんし、削減した覚えもございませんのでそれは私たちは想定外でありますけれども、それは確かしていないと思うのですね。二日に1辺になったか三日に1辺になったかというのは、これはどうも私たちの配慮とかそういうことではなくて、駅のトイレ二日に1辺にしたという、もし状況がわかったらこっちで説明させますけれども。

それから福祉タクシーも、全くこのことについて通告にもありませんでしたので、私の頭の中ではとてもそこまで覚えてはもらえませんが、担当の部課長に説明をさせますけれども、いずれにいたしましても市にならって5パーセントをカットした部分については、全部復元をします。そういうことであります。

建設部長 2 職員給与条例に関連して

今、市長がお答えしたとおりでございますけれども、指定管理者というところにシルバー

人材センター、私どもは公園の管理とか駅舎の管理とかの部分は指定管理者になっておりませんので、すべて直営的に管理をしています。ただ、直営といいましても私ども職員が手が及ばないところは委託をするということで、委託料が若干あるということなのですけれども。二日に1辺というトイレの・・・(「二日ではなく週1回休みになったと」の声あり)細かいことはちょっと今把握をしておりませんのでその辺は調査をさせていただきますが、基本的には先ほど市長が申し上げたとおりでございます。給与5パーセントカット云々の方にも及んでいないということでございまして、お願いします。

福祉保険部長 2 職員給与条例に関連して

タクシー券につきまして1枚500円が30枚綴りということであります。したがって1万5,000円。これが1回あたり5枚が限度で使えると、そういうことでございます。

岩野 松君 2 職員給与条例に関連して

今のタクシー券。今度は課長が答えたので課長にもお聞きしますけれども、それは下がったというふうにみないでいいのでしょうか。はい、わかりました。そういう意味で市で及ぶ限りでは、そういうふうにすべて5パーセントカットは戻すという約束をしていただきましたから、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。ただ、それに限らないもので、もともとそれに関係なかったもので運用費の削減というのがありますので、そこら辺にも及ぶのかなという思いもありますのでもう少し。本当に、働く人にとってみればどこで働いても働くのです。それでそれが前より下がったということは、やはりそういう思いは残ると思いますのでぜひ、細かいですが配慮をお願いしたいと思います。以上です。

議長 岩野議員、タクシー券につきましては福祉部長、課長ではなくて部長がお答えしました。誤解しないようにしてください。(「わかりました」の声あり)

市長 2 職員給与条例に関連して

先ほどちょっと触れました送迎バスとかそういうことも含めまして、私どもは予算措置をしてそして実績を見て、実績で余っていればそれは減らしますよ。それはひとつご理解いただかないと全くむだ遣いということでもあります。むだがあればそれは削ってくださいというお話をします。職員の給与を5パーセント下げたからその腹いせに、みんなあちこち切ったなどということは絶対ありませんし、そういうことは全くございませんので。十分市民の皆さん方の行政サービスについては、今までもそうでしたしこれからもそうするつもりですけれども、このことによって下げるとか。市民サービスを下げるといふことに至ればこれは職員の給与だってやはりカットせざるを得ないし、我々もそれにきちんと対応していくということを3年前に申し上げたわけですので。そういうことにならないように努めていますのでひとつご理解をお願いいたします。

議長 岩野 松君の質問は終わりました。時間がちょっと早いようでございますけれども、中途になりますので昼食のため休憩といたします。再開を1時5分といたします。

(午前11時49分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時05分)

議長　　なお28番・若井達男君より15分ほど遅刻の届が出ておりますのでこれを許します。一般質問を続行いたします。

質問順位3番、議席番号13番・阿部久夫君。

阿部久夫君　傍聴者の皆さん、大変お忙しいところをご苦労さまでございます。それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

農業政策について

今回は農政改革についてということで3点お伺いいたします。まず1点でございますが、米の生産調整、いわゆる選択制について何うものであります。米の生産調整の問題は私もこれまで何度か質問してまいりました。また、多くの議員の方も質問をされてきております。この後も同僚議員も質問される予定になっております。

米の生産調整といいますと昭和45年から始まり、40年間いろいろな対策の名前を変え生産調整を守ってきました。平成16年からは米政策改革がスタートし、18年には戦後最大の農政改革といわれた品目横断的安定対策も今では水田経営安定対策と名前が変わるほど、まさに猫の目行政といいながらも40年間にわたり生産調整を守り、米の価格を何とか維持してまいりました。

しかし、この40年間生産調整に取り組んできた農家とそうでない農家との不公平感は大きなものがあり、生産調整に協力してきた農家は経営は苦しいと言われております。私もそのとおりだと思っております。そうした中40年間も続く米の減反、生産調整に閉塞感、限界感が高まる中で昨年暮、石破農林水産大臣は今後の農政改革として選択制を提起いたしました。この減反選択制については賛否両論であり、農業団体等は米価が下がる、生産者を混乱させると敬遠し反対の表明をしております。また県知事も今回の県議会での議会では選択制について農家に不平等感を生む可能性があるとして容認できないと言っております。

要約すると生産調整に参加する農家は自分で判断することであり、私は減反の選択制は事実上廃止同様だと思っております。減反に協力すれば米の価格が下がったときにその価格は保証してもらえますが、これも生産量に当然制限があります。減反に協力しない農家は米は確かに自由に売れますが、価格が暴落しても何も保証がないということでございます。現在は真面目に減反をしている農家の努力で価格を維持していますが、減反をしない農家が恩恵を受けて利益を受けている不公平感がある中で、米の価格が暴落したとき何の対策もされていないときに判断を生産者に任せるということは、あまりにも無謀であり到底容認できるものではありません。

仮にこの方式が導入されることになると米価下落となり、農業経営はもとより地域経済に多大な影響を及ぼすばかりか私は生産者同士の対立にもつながりかねないと危惧しているところであります。私ばかりでなく、おそらく40年間真面目に取り組んできた多くの皆さんで、今までの生産調整は何だったのかと思う方も多くおられると思います。まだまだ国が率先して農業の再建を図らなければならないときに、いきなり判断を生産者に任せることに対

して私は反対であります。市長のこの選択制の考え方についてお伺いいたします。

次に水田の有効活用について伺います。2009年の予算案に農政改革のひとつとして飼料米や米粉用の米作りを補助金で奨励し、食糧自給率の向上と水田機能を最大限に発揮していくために水田フル活用策が示されたところであります。当地においては県間調整により米の生産数量が増加し、転作対応も緩和されて大変感謝しているところであります。そうかといって来年もこの県間調整がうまくいくという何ら保証はありません。この日本一と言われる米どころの産地として今後の水田有効活用の考え方と具体的な推進策について伺うものであります。

3点目として耕作放棄地の実態と対策についてお伺いいたします。40年にわたる減反政策や労働力の高齢化が理由となって耕作放棄地が増加しております。これは全国で38万6,000ヘクタールとも言われております。このことは食糧の安全供給と多面的機能発揮のために不可欠な農地、農業用水等の支援や環境の保全を失うものであります。政府は新年度に農政改革の目指す方向として国民に安心を、農業者に希望を、農村に雇用と賑わいの3点を謳っております。当南魚沼市においても耕作放棄地が増加しております。昨年全国的に農業委員会が主体となって全体調査をしておりますが、当市における実情について伺うものであります。また、今後の対策についてもお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。

市長 農業政策について

阿部議員の質問にお答え申し上げます。米の生産調整選択制についての考え方でありまして、けれども、今、議員おっしゃいましたように石破農水大臣が、生産調整の手法のひとつとして生産者に判断を委ねる選択制を検討しているということを明らかにしております。これもおっしゃっていただきましたように農業団体からは、これはもう過剰供給による米価の下落を招くことは必至ということと、21年度から実施されます、2番目の質問にありますけれども水田フル活用事業、これに当然ですけれども混乱が生じるわけでありまして、反対の意見が非常に多く出ておりまして、私は現実的にはどうもそういう方向には行かないだろうと。ですので現実味は薄いものだろうと思っております。

我が市の基幹産業であります稲作につきましては、可能な限り栽培を拡大してまいりたいと考えて県間調整に取り組んできたわけでありまして、これはやはり前提としては適切な米の生産量の中での取り組み、こういうことによるというふうに考えておりますので、過剰作付けによって米価の下落が危惧されるこういう選択制ということについては私も反対ということでありまして。

国に対して早い段階での、これからはですね、もっと県間調整を早い段階でやっていただくと一時配分のときに生産者の皆さん方にこれが提示できますので、今はやはり1回割り当てが出されてそれを配分して、その後県間調整や地域間調整の部分がまた後で出てきてまたそれをもう1度という。そういう2度手間的なことにもなっておりますし、生産者の皆さん方もなかなか見通しが立たないという部分もありますので、これをもっと早くやっていただ

くようにこのお願いを申し上げます。公明党議員の中からは、ようやく国会議員の皆さん方も適地適産が今の日本の食糧自給率の向上とそして農業を救う道だということを国会の場で述べていただいております。私もまさにそのとおりでありまして、前々から適地適産ということを強く申し上げてきましたけれども、それぞれ地域の国会議員たりとて選挙区は全てそれぞれの地域でありますのでその地域に配慮した部分もあって、非常にこういう議論が出てこなかったわけです。けれども、今ようやくそういうことが表沙汰になってきましたので、大変ありがたいことだと思っております。究極的にはやはり地域、適地適産、このことを強く求めてまいりたいと思っております。

水田の有効活用についての具体的な推進方策であります。今おっしゃっていただきましたように国が自給率を10年後に50パーセントに引き上げようということの中から主食用米については現状維持です。やや下がっていくということだろうし。新規需要米として米粉用米、これはコメコというのが本当なのかベイフンというのが本当なのかどっちが本当なのか。だってコメコといっても・・・私はベイフンとすぐ読んでしまうのですけれども。飼料用米、この取り組みを推進するために水田等の有効活用による食糧供給力向上対策がありまして、その交付金制度が示されます。大豆、小麦、燃料作物、米粉、飼料用米、これについては低コスト化や高品質化に取り組んだ場合10アールあたり3万5,000円から5万5,000円が交付される。

また、水田フル活用推進交付金については生産調整の不公平感を是正し、実施者にメリット措置として平成20年度水稲作付面積に対して10アールあたり3,000円が交付される。これは21年度も当然ですけれども継続をして生産調整という部分がついてまいります。

国はそれぞれいろいろ制度は変わったり名前は変わったりしますが、生産調整の持続性がある意味でやはり米価の下支えと言うか安定化こういうことを図るために、これからも各種補助事業、こういう助成策を講じてくると思っておりますけれども。いつも申し上げておりますが私たちの地域はこの水田フル活用は、とにかく稲作、米を全部作ることが一番の活用策だというふうに考えております。今はこういう枠といいますか、ある程度制限されている部分がありますが、その中でも先ほど触れました県間調整制度を最大限活用させていただいてありまして、今年は21年産米ですけれども1,524トンの追加であります。この結果平成21年産米の実質生産調整率は全国で一番低い、19パーセント台にまで下げることができたということ。一定の成果だろうと思っております。今後ともこういう枠の制度の中でやはり県間調整にまずは取り組む。そして適地適産を強く求めるという方向を堅持させていただきたいと思っております。

耕作放棄地の実態と対策であります。私たちの市内でも山間地におきまして林地化、原野化した農地が見受けられておりますけれども、ほ場整備が実施されている平場においては大体適切に耕作や管理がなされているというふうに思っております。が、昨年国の要請によって今おっしゃっていただきました農業委員会、そして農林課で農業振興地域内の白地農地について8月上旬にこの調査を実施いたしました。この調査によりますと住宅周りや農

振白地地域内で原野化や林地化した今後復旧が困難と判断された農地が65筆。2万2,516平米存在をいたしました。これは農振農用地内は不在であります。いわゆる白地地域です。

こういう農地は不在地主あるいは土地を持っておりますが非農家というこれが多くて解消に向けての対策は非常に長時間になりましょうし、根気よく取り組まなければならないと思っております。しかしカメムシの生息地、あるいは景観上の問題こういうことも含みますので、草刈や維持管理の徹底を引き続き所有者にはお願いしていかなければならないと思っております。また、中山間地の耕作放棄地を防止するため地域協議会を設置いたしまして、蕎麦、山菜等の栽培を促進していきたいというふうに考えております。

そんな状況でありまして、何ていいますか耕作放棄地的な部分が、我が市にも先ほど触れました2万2,000平米にも及んできているということは、やはり憂慮すべき事態だろうと思っております。以上であります。

議長 13番、阿部久夫君、1問1答方式でお願いいたします。

阿部久夫君 農業政策について

最初に生産調整についてお聞きいたします。今、生産調整の選択制について市長もこれはあまりいいことではないと、私と同じ考え方でほっとしているところがございます。しかし、この選択制については、今、国の方でもどうなるかまだわからない。新聞には減反選択制は有力だと書いている新聞も相当あります。そうなったときの対策というか、そういうこともやはり頭の中に私は入れておかなければならないと思っております。

新潟県においては今までトップブランドとして一番の米王国といわれたのが、今では北海道産に超されております。先ほど市長も言われたように米に対しての産地間競争というものが非常にますます激しさが厳しくなってくると思っております。私はやはりこの地域においては、先ほど市長も言われたように適地適作の中では米でしかないと思っております。本当に。いろいろなものを作ってみてもなかなか合わない。こうしたものはやはり私も米は作りたい、しかし減反をしなければなかなかうまく 私ばかりではなくて本当に農家の皆さん、みんな大変だと思っております。

そうした中で米の生産ということも販売ということもやはり考えていかなければなりません。先ほど冒頭に市長がお話したようにJAの塩沢とみなみの組合長と相談し、市内のホテルについても米を販売し、できるだけ自分たちの地域の米を使ってくださいというようなお話がありました。本当にそういった苦勞、努力をしていることに対してありがたいなと私は今お話を聞いていて思っているのですが、こうした中でこれからの当地の米販売、米農業についてもそうですけれども、JAが二つ存在するということは少し将来に向けて私はあまりいいことではないと思っております。

もう観光協会も合併いたしました。2月1日には土改が合併して、常に南魚沼市は一つだという方向で進んでいる中で、一番これからの大事な農業問題が、二つのJAがあるということは消費者にとっても、やはり私は大変わかりにくいというかそういった当市についてもマイナスだと私は思っています。この点について市長は自らJAに対して一緒になるべき、

統合するべきだというようなお話がされているのか、されていないのか。その点について最初にお伺いいたします。

市長 農業政策について

お答え申し上げます。この選択制につきましてはそれこそまだどうなるか分からないというのが現状でありますし、一般的に実情をあまり理解していない都市部出身の国会議員の皆さん方などは理想論に走る部分がありますので、そういう面では危惧せざるを得ない部分もあるわけであります。例えば選択制が導入されたとしても、私たちはやはりこの米が美味しく安全で安心して食べられる。そして価格もそれなりに、やはりそういうものについては付加価値が付くわけですから、そういうことを追求していかなければならないと思っております。

今、ご承知だと思いますけれども天地人の博覧会のところでは、訪れていただいた人すべてに1人1合ですね。これが20万人来ますと500俵消化するわけです。40万人来れば1,000俵であります。今、あの米が非常に人気を呼んでおりまして、あのデザインもいいそうです。当然米も美味しいわけですが、そういうことも含めてこの魚沼産コシヒカリという部分のピーアールには、非常に大きな効果が出ております。

その他各JA、あるいは私どもも含めて首都圏にそれぞれ趣向を凝らしながら売り込みをしているわけですが、そういうことにまずは努めますし、例えば選択制という部分が導入されて私たちの市内の水田といわれる部分に全て作付けがされたとしても、そう大した数字ではないですね、私たちのところから生産されるものは、ですので、そういうところに希少価値をきちんと見出せるような付加価値を付けられるような施策を、今からやはりきちんと考えていかなければならないとは思っております。

JAさんの問題でありますけれども、JAが二つあり商工会がまだ三つあるというこの問題が、合併後のひとつの懸案事項でございます。そしてJAがひとつであっても魚沼みなみの方では旧大和と旧六日町地区の今の生産調整の率が違っているわけです。JAが違いますから塩沢ともまた違う。三者三様。こういうことも早い機会にある程度統一化を図らなければならぬと思っております。ただ、JAにつきましては発足の経緯から含めている私たちが何ていいますか、承知をしていない根深い部分もあるようであります。あまり無理に私たちが働きかけということは非常に難しいかもわかりませんが、折に触れて、もう一つになれないのでしょうかねというような話はしています。希望としては一つになろうという希望は持っているようですけれども、具体的な詰めに入るとなかなか難しいということですが。いずれにしても粘り強く、なるべく早く合併ができるお膳立てを私たちもしていかなければならないと思っておりますので、一生懸命推進をしまいたいと思っております。以上です。

阿部久夫君 農業政策について

ぜひ、JAの統合についてはご尽力をひとつお願いしたいと思っております。

次に水田有効活用対策についてお聞きいたします。水田有効活用、フル活用。私たちの地

域は今までできるだけ減反をしながらも、なるべく自分の土地を荒らさないようにと、それぞれの農家の皆さん方は努力してまいりました。今回はそういったところとにかく調整水田等にはなるべく飼料米や米粉米を植えて、補助金を出すからできるだけ荒らさないようにと。主食用米以外のものを作ってやってくださいという、これがフル活用対策だそうです。私たちがやはり加工米というものを作ってできるだけなるべく荒らさないように、そして安くても仕方がない作って、そしてやってきたわけでございます。

加工米にしても以前は1俵約1万円していたのですが、今ではもう1等米で6,000円そこそこでございます。もう2等、3等になれば5,000円くらいになってもう外ですが6,000円前後で大体やっているわけですけども。やはり何かこう飼料米であろうがこれから作っても採算が合わないということになるとやはり作らないのです。私は当然だと思っております。

やはり大規模農家の皆さん方は仕方なくやっていますけれども、普通やはり苗から刈り取りまで全部ということになると、なかなか、では作ってくださいよということは非常に私は厳しいのではないかなと、そう思っています。そうかといって何もしないでいるよりいいかもしれないけれども、先ほどと同じことを言いますけれども、やはりこの地域は米以外にはないです。私も正直なところいろいろなものを作ってみました。本当にやはり加工米、他のものを作るよりも米を、簡単でいいという中で作ってくるのですが、何らただ政府だけのそういった補助やそういうことではなく、やはり市としてもフル活用に対して積極的なもう少し指導をしていただく。指導していただくというよりもやはりJA間との話をしながら、価格が儲けなくてもいいのです。ぎりぎりの線でできる範囲内のそういったことを考えていかなければ、私は同じことだと思っています。ただ適地適作の米作りというばかりではなく、そういったことについて再度また市長にお伺いいたします。

市長 農業政策について

お答えいたします。おっしゃるように今まで田んぼでやってきたところを休んで、そこには他の作物といたしましても土壌の問題もありますし、いろいろ条件があって非常に厳しい。しかも、例えばそこで作物がある程度収穫されたにしても、コシヒカリと同じような価格では販売できるかというところではない。非常に厳しい条件であります。先ほど触れましたように、今21年は19パーセント台にまでなるわけなのですが、これをもっともっと進めていくのがまずは1歩であります。

しかし、では全て100パーセント米だけで作付けが可能かといいますと、それはまあ簡単にまだ近い将来にそうなるとは言いきれませんので、やはり取り組むべきところは取り組んでいただかなければならないわけであります。

調整水田が非常に何ていいますか、批判をあびたということではないです。私は1枚の田んぼの中で例えば1割休むと。周りをぐるっと休んで水を張ってきれいにしておいて、しかも今機械の作業効率からいうとあれで非常にいいのですよね。ですからそれは別に調整水田はある意味で進めてもいいという気は持っています。ただ、フル活用というところ

にはなりませんので、でも作業的なその部分からいうとそう捨てたものでもない。半分も休めというのは無理でありますけれどもそういうことも含めたり。

そして今ちょっとこれから考えなければならぬと思っておりますことは、塩沢の今泉博物館の整備の中で、やはりあそこに直売所ですね、農産物の。これを設置をしていく方向を模索していきたい。塩沢に一つ、六日町に一つ、大和に一つくらいある方が、専門家のお話では非常にバランス的にいいと。そしてそういうことで成功していらっしゃるところは、例えば青森県のお母さん方が始めたところはもう3億円とか5億円とか売り上げているとか。今、農産物の直売所というのが非常に皆さんから人気をよんでおりまして、何といたっても新鮮でそしてある程度安くて、買い求められる。そして安全だということですね。

そういう部分が非常にクローズアップされておりますし、今、市内でも小さいのがちょこちょこ個人的な部分とかありますけれどもああいうものをある程度統合して行って、輪島の朝市ほどにはいきませんが、そういうことで農産物の販売を行政としてもバックアップしていける体制はやはりとっていかねばならないと思っております。そういうことの検討にもこれからまた入っていきたくと思っております。

それらを早く実施することによって、例えば米でなくても作って若干手間がかかるにしてもちゃんと売れていくと。売れる、自分でも食べられるということです。そういう方向を目指していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

阿部久夫君 農業政策について

再度、今の水田フル活用についてお聞きいたします。先ほど市長は、確かに調整水田は非常に作っている方も両サイドに植えなかつたり、側を植えなかつたりすれば便利です。せっかくこういった新しい新年度の政策に水田フル活用というようなものが出たのです。やはりそういったものをフルに活用するということでもありますので、できるだけ農家の皆さん方も我々もそうですが、こういったものを利用して良かったと言われるような制度に、施策にしてもらいのです。確かにちょっとくらい植えなくても、そのあれは十分もうわかっているのですが、きちんとしたせっかくの水田活用ですのでそういったことについてまたご検討していただきたいと思っております。

次に3番目の放棄地について質問させていただきます。先ほど説明ではこの管内では2万2,000平米ですか、不能地があるというようなお話をしました。確かに耕作放棄地は住宅地ばかりではないのです。やはりそれぞれ市長の地域にもあると思っておりますけれども、田んぼばかりではなくて畑の荒れているところもあるのです。要は水平畑と言われるところがございます。やはりこういったところについては調査はなされたのか、なされていないのか。その点を1点お願いします。

市長 農業政策について

フル活用の方で先ほど申し上げましたように、水田等有効活用促進交付金。これは3万5,000円から5万5,000円ということになりますけれども、低コストあるいは収量の安定化こういう技術要因がありますので、私たちの力ではとてもこれは無理だということ。フル

活用の交付金はさっき言いましたように20年度に生産調整を実施して、そしてまた21年度も継続してきちんとやれるというそういう条件付きであります。これが変な話ですけどもフル活用に直接的にすぐ結びつくということではない。ですのでやはりフル活用するには、米の作付拡大とどうしても米でだめだという部分、あるいは枠があってだめだという部分は、先ほど言いましたように他の農作物で販売もできると。そういう下地ですね、土台をやはり行政としてきちんとやっていかなければならない。そういうふうに進めていきたいと思っております。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

阿部久夫君 農業政策について

有効活用していると言われました。しかし、私たちの地域には非常に畑を真剣にして収入を上げようという方も相当いるのです。中にはやはり手が回らないでその反面耕作放棄となっているところも多くあります。そうしたとき一番の問題は真剣に取り組んでいる方ですね、やはりそうしたときこの耕作放棄地になっていると、どうしてもやはり熊やサル、またイノシシ、そういったものの巣になってせつかく物を作ってもなかなか収穫につながらない。みんなそういった動物の餌になるということでもって非常に大変な目にあっているところもあるのです。私たちの地域にもあります。

私はよく言われるのですが、やはり決してその畑を耕して作物を作るというのではなくて、せめて自分の場所、土地、畑くらはある程度管理をしていただきたいというのが、一生懸命畑をやっている方のお願いというかそういう思いなのです。そうした中やはり一番頼るのは、農業委員会の皆さん方の指導だと私は思っています。いくら我々が何だかんだ言ってもやはりなかなか難しい問題であるし、そのための農業委員会というものがあってこういった調査

をして、そしてできるだけ自分の土地は自分で守るというきちんとした指導が、もう少し足りないのではないかと私は思っています。ただ、その調査のときだから調査をして、こうやります、これだけの面積が放棄されていますと。やはり周りの一生懸命取り組んでやっている方に非常に迷惑がかかるのです。そういったところももう少し農業委員も一生懸命やっているのですが、なかなか手が回らないという面もあるのでしょうかけれども、そういったことについてもう少し対応していただければと、そういうふうに思うのですが、再度また市長のご答弁をお願いいたします。

市長 農業政策について

当初の答弁のときにも申し上げましたけれども、極力維持管理の徹底をお願いしている。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・、極力そういうことで呼びかけをしてとにかく管理を何とか、人に迷惑がかからない程度にやっていただきたいという願いを、これからも農業委員会も通じながら、あるいはJAさんも通じながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 阿部久夫君の質問は終わりました。

質問順位 4 番、議席番号 19 番・笛木信治君。

笛木信治君 傍聴者の皆さん、お出かけいただきましてありがとうございます。私は市民の福祉、暮らし、営業を守る立場でいくつかお聞きをいたします。

1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

初めに介護保険についてであります。前回もお聞きしたわけでありましたが、ご承知のようにこの4月からは第4次計画が始まって、いよいよこの介護保険制度は10年目に入るわけでありまして。様々な今問題をかいているというふうに考えておりますが、市長のお考えをお聞きするものであります。

まず初めに介護保険制度、この制度のあり方、枠組みであります。従来のかたちでいいのかどうかということであります。ご承知のように介護料は増大し続けております。団塊の世代を見越して増えてくるとことはわかっていることではあります、問題は介護料が増大するとともに内部矛盾もやはり一層大きくなっていくということでもあります。

今年度予算で見ましても我が南魚沼市の予算、介護サービス諸費では3億7,400万円増でありまして、42億円という予算になっております。このことから市では介護保険料11.7パーセントを引き上げるという方針を出しております。これは介護保険制度の会計、この制度の性格からいってやむを得ないということでもありますけれども、なぜこうなっている

のかということについて思いをめぐらさなければ、やがては私は行き着いてしまうのではないかというふうに考えているわけでありす。

負担の側からいきましても、利用の側からいきましても、これはもう負担の限界だという声を聞いているわけでありす。この困難の主な原因は介護保険費用。この制度が始まった頃には国庫負担は総額の50パーセントでありました。これがやがて25パーセントになり三位一体の改革の中では22.8パーセントまで引き下げられたわけでありす。

これがこの介護保険会計困難の主たる原因でありす、政府はこのことをやると同時に負担が増大することを恐れて何を考えたかという、介護サービスを抑制することを考えているのです。これは現場の皆さんは非常に混乱をきたしますし大変な努力をされておりますが、いろいろな認定基準、そういうものを例えば従来介護度1であったものを要支援1に切り下げるとか、2に切り下げるとかということをやりながら全体の介護サービス料を減らして費用を抑制しようというねらいなのです。

これを追求していきますと、本来介護の目的 お年寄りの皆さん、あるいは家庭で介護をされている皆さんのご苦勞をきちんと国や自治体が肩代わりをして、市民生活を維持するという、この介護保険の本来の目的、存在意義というものが、私は失われてしまうという危険性があると思うわけでありす。そうしたことからこの枠組みでは本来の目的を達成することはできない。まさに今、再検討が求められるべきだと思うわけでありす、市長のお考えをお聞きするものでありす。

そういう立場から何点かお聞きしますが、一つは保険あって介護なしという状況でありす。どういうことかといひますと、例えば介護保険はそれぞれが決められたものでありす。それぞれが介護保険料を払うわけでありすから、当然望むサービスはそれぞれが平等に受けられるわけでありすけれども、実際にはそれが受けられない状況にあるということでありす。午前中の佐藤議員の質問にもありましたが、全国では38万人の施設入所の待機者がいる。南魚沼市でも400人近い待機者がいるわけでありす。こうした方々にとって同じ保険料を払いながら望む介護を受けられないということになるわけでありす。

これは当然市でもこのことは考えておられまして、第4次計画の中でも70名からの施設整備、町中の特養ホームであるとか宅老所、それから小規模多機能型施設、グループホームと今いろいろな施設ができてきておりますが、こうしたありとあらゆるやはり可能性を探りながらこの待機者の解消を目指すという方向では進んでいると思ひますが、何せこれが解消されるという見通しが私は今なお一層立っていないというふうに思うわけでありす。この方針について再度お聞きするものでありす。

それからもう一つは、これも制度上の問題でありす、介護保険そのものをスリムにするということも大事ではないかと思うわけでありす。地域包括支援センターというのがあって、これはいろいろな高齢者の皆さんの生活や健康、あるいは介護予防を守るというような問題、あるいは虐待やその他予防プランをいろいろな細かい仕事でやっているわけです。もちろんそれは介護保険の仕事ではあるのですけれども、やはりこうした部分というのは介護

保険から切り離して、国と自治体が全く別の考え方、例えば老人福祉法の中に位置づけるといような考え方で、別にそれを取り組むということをするべきではないかと思うわけであります。

財源その他いろいろ問題があると思いますが、これもひとつ国の考え方あるいは自治体の考え方、あると思いますがお聞かせを願いたいと思います。それからもう一つ大きな問題はやはりこの介護現場での劣悪な労働条件であります。これはご承知のように連日マスコミでも報道されておりますが、この雇用不安の中でも介護の現場ではやはり人手不足だということが報じられております。これは労働条件の困難さに比べて報酬が低いということが主な原因であります。しかもこれが一定の資格がなければやはりそこに従事できないというような問題もあって、非常にやはり賃金が安いわりに仕事は大変だというようなことがあるわけであります。

これはそれぞれの介護の内容によって介護を受ける方々と提供する方々の割合が違うそうではありますが、国の基準としては一つ施設での人員配置の場合3対1ですか、という基準があるわけですが、実際施設では3対1ではやれないということでこれを2対1でやっているわけです。八色特別老人ホームでは1.93対1というふうに2すら割っているという状況があるわけではありますが、そうしてやらなければやはり十分な介護を提供できないということでもありますから、こうしたことの基準の見直し。当然それには費用がともなうわけでありますからそうしたことのお考えをお聞きするものであります。

2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

2番目には野球場建設の問題であります。これは私はこうした大きなプロジェクトを行うとする場合に、住民投票で民意を問うたらどうかということ提起したいわけであります。野球場建設については8,000名を超える署名があって、にわかにクローズアップされてきているわけではありますが、それがやはり一定の世論としての大きな部分であり、一定の役割を果たしているということはもちろんそのとおりでありまして、それを否定するものではありません。

しかし、ご承知のようにその後いろいろな経過の中でやはり世論の中にも大きな動きがあったと思うのです。先の市長選挙でもやはりそうしたことが勘案されていると思われることも考えられるというようなことではありますが。私はいろいろなこの間、人の意見を聞く機会も何回かありました。やはりこうした中で野球場建設について様々な意見があります。急ぐべきではないという意見もありますし、合併特例債があるうちにやれるならやるべきだというような声もありますし、いろいろなのです。しかし、当面やはりそれを今やるというのは問題ではないかという点では、多くの方々が一致しているようなのです。私はこうした世論はやはり収れんするという意味においても、住民投票をやるべきだと思うのです。市でも調査委員会を立ち上げるというふうに言っておりますが、ぜひひとつこの方向を検討していただけないかとお聞きするものであります。

3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

3番目には金融不況であります。雇用状況が悪化しております。南魚沼市ではこの金融不況に昨年の暮れあたりからですか、やはり対応は素早かったのですね。県下でも素早い対応をしました。役場でも臨時雇用を増やすとか、あるいは公営住宅を優先的に入所をさせるとか、あるいは生活維持をするためのローンについてどうこうというように、対策を素早く発表したのですが、やはり解雇は依然として続いておりまして、これは県下でも労働局の調査ですら2,700名を超える失業者が出ているわけであります。はるかに私はこの数字を超えていると思いますが、当市だけでも昨年暮れからは数百名の解雇者が出ている。市の方でそういう発表もされているわけですが、これはやはり今この3月、スキー観光が終わりに近づくと同時にさらに職を失う人が増えてくると思うのです。このときそれなりの対応をしていかなないと大変なことになると思うのです。

ハローワークでの有効求人倍率がこの間新聞に発表になりましたが、前年同期は0.86くらいでしたか。今年は0.45ですから半分なのです。スキー場から働き手が出てくる。この一番大事な時期に求人倍率が下がっているということがあるわけですから、ここはまさに私は行政がやはりやるべき手を尽くすということが求められていると思います。当面は例えば雪消えも早いことですから、公共事業の前倒し、そのようなこともやるべきだと思うのです。

それも大きなプロデュースでなくてもいいです。U字溝の蓋が壊れたとかガードレールが壊れたとか、あるいは山間地の二次除雪設置であるとか、様々な40万円、50万円、100万円以下の細かい仕事がたくさんあると思うのです。それを早くやはり調査して、しかも市内の中小業者を優先にそれを発注する。スキー場を辞めた皆さんにそこで働いてもらうということをやすべきだと思うわけですが、そこをお聞きします。以上3点について1回目の質問を終わります。

市長 笹木議員の質問にお答え申し上げます。

1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

介護保険制度の枠組み、これでいいのかということではありますが、ご承知のようにこの負担は被保険者50パーセント、公費負担50パーセントということで法律によって規定をされております。高齢化がこれだけ進んできて、そして介護サービス需要が非常に多くなってきておりまして、現行の負担ルール、これをどう変えていけばいいのかというのは大きな問題だと思います。

ただ、一自治体でこれをどうこうができませんので、このことについてはやはり国にある程度きちんとした要望をしていかなければならないと思います。と思いますが、このことだけではなくて、社会保障制度全般もある程度時代に沿ったものに見直していかなければ、とてもとても介護保険だけを例えば公費負担を7割にするとか、そういうことをして軽減を図ったにしても、それはそれでまた財源の問題もありますし、非常に厳しい問題があります。

私はやはりそういう面では皆さんタブー視しておりますけれども、広く薄く皆さん方からその財源を賄ってもらうという意味では、消費税をアップすることはやはりやむを得ない。そして弱者に非常に負担の重い逆進性課税だということは言われておりますけれども、ある

学者は年収何百万円以下とか、そういういわゆる低所得者といわれる皆さん方に対しては還元措置を講じれば良いと、そういうこともおっしゃっているのです。

ですから消費税という議論をもうそれを封印をしてこれから社会保障制度のことは考えられないという思いがありますので、そんな状況で今あります。このままでいいとは非常に厳しい状況ですので思っています。まあまあ全体的な中で考えていかなければいけない問題でありますので、そういうふうな働きかけは国県に対してはしていかなければならないと思っております。

入所待機者の問題であります。佐藤議員のところでもお答えしましたように、ミニ特養2で58人、グループホーム3で54人。この部分を第4期計画の中できちんとやっていきたい。ただ、これをとって全て解決できるという問題ではありませんので、それぞれの制度をフル活用させていていただきながら介護される方、そして介護する方のやはり精神的な負担の軽減をきちんと図っていけるように考えなければならぬと思っております。この第4期計画の中でできる限りのことは推進していきたいと思っておりますけれども、さっきも言っておりますように施設をどんどん作るということになりますと、今の体制の中では介護保険料を相当大幅にアップしなければやっていけないという部分もありますので、そういう矛盾点をどう克服するかということに、これからが掛かっているものだと思っております。

厚労省の介護認定のシステム変更の問題であります。利用制限の影響ということですが、これは私たちは決して介護の取り上げだというふうに認識はしていません。これはやはり介護認定の適正化と効率化ということ。ですので、調査員の、審査員の負担の軽減を図るために行うものだというふうに。いわゆるそれこそスピーディにやるためにこういうことだと思っております。

そしてこの見直しにあたりまして多様な心身の障害の評価指標を確立するという観点から現在の82項目に新たに110項目を加え、そして高齢者介護の実態調査を行って、これを元にして要介護認定調査検討会で検討を重ねて、最終的に74項目の認定調査項目としたものであります。

現行の認定ソフトの判定では要支援2と要介護1の判定が要介護1相当と表示されますけれども、この4月からの介護認定ソフトでは要支援2と要介護1を区別される。ですのでひとくりにしないでそれぞれの症状といいますか、それに応じた部分がきちんと判定をされるということですのでこれは決して取り上げではないという、厳格化をしてとにかく介護を切り捨てようということではないということをご理解いただきたいと思います。

地域包括支援センターを介護保険から切り離すべきではないかということでもありますけれども、これは相当表裏一体のものになっておりますので、総合的な介護予防システムを確立ということのためから要支援状態、あるいは要介護状態。こうなる前からの介護予防が重要だということは論を待たないところであります。さらに要介護状態となった場合において介護保険制度内のサービスだけでなく、様々な生活支援サービスを利用し、そして可能な限

り住み慣れた地域において充実した日常生活を営んでいただきたいと。こういうことで地域において提供されているサービスに関する包括的かつ継続的なマネジメント機能。これを強化するための包括支援センターであります。

これは18年の介護保険法の改正によりまして老人保健法による老人保健事業、地域支え合い事業、これが再編をされました。介護予防事業、総合的相談事業、権利擁護事業、これを地域新事業として介護保険制度内に位置づけられて今実施をされているところであります。したがってこの法令、現行の法令の中では地域包括支援センターを切り離すこともできませんし、切り離したからではこれが本当に有機的に、有効的にリンクするかというと、切り離さないでやっている方が前述しましたように、介護保険事業との連続性の高い確保という意味からしますとこれは切り離さないで一体的に行う方がこれはいいものだというふうに認識しておりますので、このことについてはそういう認識でお願いしたいと思います。

人員の配置基準1対3。これは八色園のユニット型特養では現行のとても人員配置基準1対3で配置するのは無理でありまして、先ほど何かおっしゃいましたが現在1対1.93。1.93ですから2を割っているわけです。ほとんど2人弱に対して介護の方が1人ということですから非常に手厚くやっている。ユニット型においては報酬単価がある程度高く設定されておりますので、人員配置基準1対2を満たす報酬単価となっております。ユニット型ではですね。ただ、一般的な部分ではそういうことになっていかないということだと思っています。

2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

野球場建設に住民投票ということであります。ちょっと長くなるかも知れませんが、野球場建設とか住民投票とかということについて、改めて私の見解を申し上げさせていただきたいと思いますけれども。野球場建設につきましては毎回申し上げておりますけれども、8,000名の署名があったからとかそういうことではなくて、新市建設計画に搭載されていたものをいつ実現ができるかということを示したわけであります。当然8,000名の署名の皆さん方はそういうことは存じておりましたので、なるべく早く建設をして欲しいというのが趣旨であります。その中には、私も当然だと思っておりますけれども地域の青少年の夢と希望をこの野球場によって与えてもらいたい。ですから認識がちょっと違っている方は、そこへプロ野球が2回くらいしか来ないのにそんなために作るのかとか、高校野球のために作るのかなどとそういうことですが、そうではなくて主体はやるとすれば当然地域の皆さん、そして子供たちからこれを十分活用していただいて、その中でまた高度な技術を観覧できるという場も設けていくのが一番いいのだろうという思いであります。ですので、8,000名の署名で後押しをされて、計画のないものを突然私が持ち出したということではございません。

そこで住民投票という問題に入りますけれども、本来住民投票というのは選挙あるいは議会の中の総合計画、そういうものに対して全く争点にもならぬ、あるいは何も議論されていなかったものが、予定もされていなかったものが当然浮上してきた際に、あるいは計画があったものを突然取りやめようとかそういう部分について、これは民意を問うという中でやる

べきものだと思っております。

私は2回市長選挙を経ております。1回目は無投票。2回目は今、議員いみじくも触れていただきましたように野球場建設ということを非常に大きく前面に打ち出した対立候補の方でありましたので、考えようによればこのことについてはもう住民投票などしなくても住民の間では決着がついたというふうにとれなくもありません。事あるごとに大型の事業に住民投票を実施するということになりますと、この後予定をされたりいろいろまた議論をしていかなければならない部分の、今泉博物館の道の駅化の問題だとか、あるいは図書館の建設関係だとか、あるいはメディカルタウン、学園都市構想、これらも全て住民投票によって決着していかなければならない。そういうことでは住民投票の趣旨はないと思うのですね。

計画をして賛否両論あるにせよ、それを進めていこうということで総合計画の基本構想ができて基本計画、あるいはこれからそれを実施計画に移していこうという段階ですから、住民投票には全く馴染むものではないと思います。しかも私たちの日本は議会制民主主義、間接民主主義をとっているわけでありますので、事あるごとに住民投票、住民投票ということになりますと、これはもう議会の存在意義は全くなくなる。

私たちは私が一応決断をして皆さん方に提案を申し上げて、そして皆さん方から議決をしていただいて始めて執行できるわけです。これが間接民主主義ですね。住民投票はその中間を抜くわけですから、そうするとちょっと大きな問題は全て住民投票だということになればもう議会そのものの存在意義は問われるということであります。

私はそうではない、そういう思いでありますので、このことについても今計画されているものやそれら大型事業について住民投票で決着をつけていこうという考え方は全く持っておりません。それは先ほど触れましたように2回の選挙も経ておりますし、それから基本構想、基本計画、これらにも当然搭載されているわけですし、新市建設計画にも搭載をされている。これをこれから本格的に実施に移すには後段述べますけれども、きちんとした手続きを踏んでいかなければならないと思っております。

本格的な答弁に入りますけれども、大原運動公園の整備事業ということであります。これは前々申し上げておりますが、野球場だけを想定したのではなくて具体的にサッカーコート整備とかそういうことも含めて検討させていただくものであります。用地関係につきましては、筑波大学のあそこを野球場建設については想定をしているわけでありますので、また筑波大学とも連携を深めて接触を重ねていかなければなりません。

そして建設にあたりましては、整備の方向性についてこれも私の方から申し上げておりますけれども、検討会といいますかそういう会を設けて総合的に検討をしていただいて、そして方向性を出してもらいたいと思っております。その検討会で出された結論を元に私がいかにするかということを決断させていただいて、そしてやる場合はそれを予算として議会に提出するわけであります。やらないとなれば予算は提出しません。

ですので、もしやるということになって予算を提出した際に、皆さま方からまた適切な判断をいただくということでありますので、順序としますと検討会で検討、市長としての判断、

議会での判断。こういう手順を踏むわけですから、何ら民意を無視するとか踏みこむことにはならないと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。これはさっき触れました野球場建設に限りません。

3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

金融不況による雇用悪化の問題でありますけれども、ハローワークのこの有効求人倍率12月までは1倍を超えておりましたけれども、1月が0.97。これから当然もっと下がってくるわけでありまして、就職困難期であることは十分認識をしております。また、加えて少雪でスキー場の閉鎖が早まるということだと思っておりますので、3月の後半頃からは一層雇用の悪化が懸念されております。こういう状況の中でありまして、市ですぐに対策を立ててそれが即効性が出るかといいますと、なかなかそうではありませんけれども、各企業に対しましては派遣切りだとか雇用の確保、派遣切りは行わないということですね。雇い留は行わないというようなことや、雇用の継続に最大限の努力を行っていただきたいという協力の要請文書は出してありますし、それからこれは20年度分でありますけれども緊急措置として市役所臨時職員の募集をして今、合計20名採用しております。21年度はこの後のどなたかの議員のご質問にもありますが、112名におよぶ臨時職員の雇用を考えております。

それからあれこれ言っても臨時職員と言いましても、相当長期間に臨時として雇用するわけではなくて、半年あるいは長くても1年という単位でありますので、これが根本的な解決策になるものだとは思っておりません。やはり根本的な解決は景気が回復することでありまして、1日も早い景気回復を願いながら、プレミアム付き商品券の発行だとかあるいは議員おっしゃっていただきましたように公共事業の早期発注。これもご承知だと思いますけれども先般の補正予算の際に除雪費の方から約3,000万円分離させていただいて、20年度予算で市内の維持管理的な部分とか、小規模工事をどんどんと発注させていただこうと思っております。21年度につきましても公共事業関連は、20年度からの繰越分も含めると78億円前後になるでしょうか。20年度よりは約10億円近い増額をしながら景気回復、景気対策に努めていきたい。

そして市内の業者の方からその工事ばかりではありませんけれども物品購入も含めて、極力受注をしていただくようにできる限りの私どもも配慮はしなければならないと思います。そういうことをやりながら1日も早い景気回復に努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。信用保障料の補給も当然21年度としても6,600万円用意してございますので、また大いにご利用いただいてその経営体質の強化、あるいは保全に努めていただきたいと思っております。以上であります。

議長 19番・笛木信治君。1問1答方式でお願いいたします。

笛木信治君 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

始めに介護保険制度のことですが、今のこの制度がやはり問題を持っているという点では、私は認識は一致できた。消費税を上げるという話もありましたが、そこは私は別の議論を持っています。今回それは触れませんが、そこは同調できません。しかし、確かに今のや

り方では介護保険制度はやがて行き詰ると私は考えています。市長もこのままでは立ち行かないという認識であられるようでありますので、これをぜひひとつ、いろいろな機会にそういうことを発信してもらいたいと思うのです。

国は地方、現場の声を反映して制度を変えていくわけですから。国のやることだからということではなくてやはり地方が考えを発信するということが大事だと思います。そういう点で例えば市長会などありましたよね。そこでも介護保険の介護報酬5パーセント上げろというような決議もしているようですが、今1度そここのところこの制度についてやはり市長の考え方を、今のこの制度では立ち行かないということでの話をひとつお聞かせ願いたいと思います。

市長 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

冒頭といいいますか今の答弁で申し上げたとおり、この状況の中でこのままではですから介護保険料を大幅にアップするか、あるいは介護を利用していただかないか、いかなければ立ち行かなくなることはもう明白だと思っております。介護保険料をそうそう簡単に上げられるということではありませんので、されば結局公的負担を上げなければならないわけですから、では、その財源はどこだということになりますと、別にその辺にお金が転がっているわけではありませんので結局今行き着くところは消費税増。これによらなければならないだろうという思いであります。ただ、そこは別に今は議論の対象ではありませんので、この私たちの地方からこのままでは本当にもう立ち行かなくなるという発信は、市長会等も通してていねいにやっていかなければならないものだと思っております。

笹木信治君 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

わかりましたが、そこはひとつ確認できたと思います。そういう中で当面する問題ですけれども、保険料あるいは利用料これはやはりこの負担ができなくて、それぞれ介護を受けられなくなるというような事態も出てくるわけであります。当市では保険料の減免については市長裁量、その他もちろん法定減免もありますけれども、それ以外にも市長裁量で取り組まれているということはあるのですが、この利用料についてはないのですね。聞いてみましたらこの利用料を払えなくてなのかどうかちょっと分からないのですが、利用制限を受けている人も既に出ているという話も聞いております。

これはやはりやがてはきっと大変な事態が発生してくると思うのですが、今この利用料の減免については県下でも市では長岡を始め11市、町村でも聖籠町その他6町村くらいですか、利用料の減免をやっているところがあるのです。こういうことから見てもやはり市は、保険料の減免と同時に利用料についても減免を考えていかないと利用することができない人も出てくると思うのでありますが、そこをひとつお聞かせ願いたい。

市長 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

保険料につきましてはご承知のようにそれぞれ減免措置がありますし、また、この見直しによって相当上がると思われる、言われる保険料についても、基金等を活用しながら上げ幅を最小限に抑えていこうということによってやっております。利用料につきましてはそういう事例が

該当といえますか、本当に利用はした。したけれどもこういう事情があってそれが払えないとか。そういうことはきちんと調査をさせていただきますし、そのうえで全くこれがもう正当といえますか、やむを得ないものだということがあれば、それは私の裁量でやることもやぶさかではございません。

ただ、今はまだ私のところにそういうことで上がってきたのは ないね、今は 今のところありませんけれども。(「1件ありますよ。私は聞きましたから。」の声あり)それはでは後でちょっとあれしてみてください。別にかたくなに拒むばかりではありませんので、実情に応じて考え方は柔軟に持っているつもりであります。

笛木信治君 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

そこを確認しまして次に進みたいと思いますが、地域包括支援センターですね。例えば直接介護を受ける方の体を介護するという業務以外のものについて、例えば介護保険会計から外していけば、当然介護保険会計縮小するわけですからその分、楽になるわけです。もちろん国がそういった方針を出して、国と自治体を中心になってやらなければだめですが、そういう方向も模索していかないとこのまま放置すれば介護保険会計は膨張するだけですから、どこかでもうパンクするわけです。そのことを見越して今やはり介護予防やお年寄りの健康に係わるそうした本当に何ていいますか、ソフトの面ですか。そういう面はもう介護保険制度と切り離して、国と自治体でもってまた別の枠組みでやっていくということを私はやるべきではないかということをお願いしたのです。

もちろん、市長に言われるように、連携ということになれば即そこでもう掘り起こしていくわけですから、それはものすごい連携ありますよ。ものすごい連携ありますけれども、会計という面で、資金という面で切り離したらどうかということをお願いしたわけでありまして、もちろんこれが1自治体でできることではないことは私も承知しております。そこをもう1回お聞かせ願いたいと思います。

市長 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

これを切り離して別会計でという話ですけれども、そういう会計が今、存在しているわけでもありませんし、そういう特別会計があるわけでもございませんので。おっしゃることは分かりますけれども、ただ、本当にそういうことができるか否かというのは、今の中ではできませんけれども、では工夫をしていけば可能性があるのかどうなのか。そういうことについては私どももこれからちょっと勉強をさせていただきたいと思っております。

そういう方向が実現可能だとかそういう部分が見えますれば、当然国に対しても県に対してもそういう方がいいのではないかという話はしなければならぬと思っておりますが、もう少し何ていいますか、負担の部分も含めた勉強をさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

笛木信治君 1 介護保険制度は従来の枠組みでいいのか

次の問題もありますので、こればかりやっているわけにはいかないのですが。介護保険制度、やはりこれを改善していくこと、これが高齢者の生活と権利を守るという点ではもう最

優先するわけだと思います。そしてまた、ただ介護の問題だけではないですね。この介護の分野を改善するということが新たな雇用を生み出して、言ってみれば内需を基調とした経済といいですか、そういうものがやはり育まれていくと思うのです。そういう点でも非常に介護の分野は単にお年寄りを介護するというだけではなくて、雇用の問題あり地域経済の問題あり、非常に私は大事な問題であると思いますので、ぜひまたひとついろいろな点でご一考をお願いしたい。これはお願いをして次に入りたいと思います。

2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

野球場の建設問題についての住民投票であります。市長は全くそういうことは必要ないという考え方がありますが、私は合併のときの新市計画にそれが含まれていてどうこうというのは確かにあると思いますが、それは私の場合は合併に反対しましたから。そこで新市計画がどうのこうのと私は認めていませんから。だから私はそれをきちんと言える立場にあると思うのです。そういうことをまず考えていただかないと、お前何を言っているのだということになると思いますので。私の場合は合併に反対していますので、そこをまず確認したいと思います。

そういうことから、この住民投票でやったらどうかというのは、間接民主主義の制度の中でそれは馴染まないというふうな答弁であります。私はそうは思わないのです。市民がそれはもうやって欲しいと望む案件については、10億円かかろうが20億円かかろうが誰も何も言いません。実際、斎場建設などは10億円を超える費用がかかるわけですが、あのことについて誰一人反対する人はいないでしょう。それは直ちにやってもらいたいからです。同じような費用がかかる野球場建設について、いろいろな批判の声が上がるというのは、そこに世論の中にやはり二分する二つの方向があるということです。

これを無視してそういうのは住民投票に馴染まないからとか、新市計画で決まっていることだからだとかというふうなことで、押し切るということは、日頃市長は市民こそが主人公ということをよく言われますが、そうした立場からも私はちょっとおかしいと思うのでそこをもう1回ひとつ。

市長 2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

前段の合併に反対したから私はそういうことは知らないのだということになると、いつかの麻生さんと同じです。（「知っていますよ、知っていますけれど」の声あり）俺はそのときは反対だったと。だけれども仕方ないのだということになれば、これは何を言っても無理でありますから。ではお聞きをします。反問権はないので答えなくて結構ですけども、選挙の結果というのがでは今、出ていますね。昨年1万2,000対1万8,000と。これもさっき言いましたように相当の争点になって、そしてこういう結果が出ているわけです。それも私は無投票でそこへ投票に行かなかったから、そんなことは俺は知らないのだということになってしまうのです。そういう議論は抜いていただきたい。賛成しようが反対しようが、一度出た結論は結論としてここへ全部で寄っているわけですから。それを俺はそのとき反対だったから知らないのだなどと話されればとてもとても議論が進みませんのでそれは別にし

て。

斎場と野球場を一緒に考えること自体がおかしい。斎場は今まであってこれが老朽化してもうそれをずっと使ってきて、当然なければどうしようもないわけですね、これは。それと野球場。野球場はこれから新しく作ろうというわけですから。それと比べてこちらは賛成だ、こちらは反対がないなどという、そんな議論の大体対比の仕方があまりにも唐突ではありませんか、ということをおし申し上げたいわけでありませぬ。

そして住民投票に馴染まないというのは、今触れましたように、では他のものもありですね。いちいちいちいち全ての政策を住民投票に頼っているということになる。ですから議会の皆さん方の存在価値はいかがになりますかと。そして選挙というのはどういうことで選挙が行われるのか。今、ワンテーマ選挙とも言われています。本来首長選挙というのは一つのテーマである選挙ではないですね。市全般のことをお互いが訴えながらやることです。ところが前回の選挙はほとんどワンテーマ選挙です。そのワンテーマの中でもこういう結果が出ているわけですから。それを私はごり押しをしようなどとは言っていない。これから検討会もやります。そして私の判断もあります。そして議会の皆さん方が最終的に判断するわけですから。それを放棄していや住民投票だ、住民投票だなどということが、共産党議員らしからぬ主張ではないかというふうに私は聞こえますし、こういうことは住民投票には馴染まないというのが私の考え方でありませぬ。

笹木信治君 2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

新しい事業だから住民投票をやったらどうかと(「違います」の声あり)私は提起しているのです。あれですよ、合併のときそういうことが合併協定書に謳い込まれてあるから、既に決まったことだからと言っても、誰も市民の皆さんはああそうですかと承知しませんよ。やはりそれから4年なり5年なりの経過の中で、市民の皆さんの考えも変わるわけですよ。財政規模も変わっていますでしょう。そういう中で当然市民の皆さんは考え方が変わっているわけですよ。こうしたトレースをやる場合に、確かに日本ではあまりこういう問題を個々にやられるのは多くない、少ないですよ。しかし、私はこれをやるべきだというのは、やはり市長が日頃「市民が主人公」ということを提起しておられる。このことを本当にそれをかたちで示してもらいたいと思うわけですよ。

この間、私テレビを観ていたらアメリカの大統領選挙。オバマ大統領が当選しましたが、あの選挙と同時にアメリカ全土で130の住民投票が行われたそうです。アメリカという国は越権覇権主義で世界のどこにでも武器を持って出かけて行くような横暴なところもあるのですけれども、そういう地方自治ではかなり民主的なことが、やはりそこが私は素晴らしいところだと思うのですが。そういう間接民主主義・・・(「マイクに近づいてください」の声あり)直接民主主義もやはり私は大事だと思うのです。

ただ、日本の地方自治法の場合は何ですか、直接民主主義よりも間接民主主義の方を優先するみたいなのがあるのです。例えば我々が住民投票を要求して署名を集めてお願いする。それは法律に則った一定の数を上げていくと。今度はそれが議会で否決することができ

るのですね。議会は間接民主主義ですから。住民投票は直接市民が行う、行使する権利ですから。本当はこちらの方が優先されなければならないのだけれども、議会の方を優先してしまうというのは、私はここは矛盾だと思うのですけれども。そういうこともあったりしてやはり私はこうした大きな問題では、市長は自信があるのだったら住民投票を提起してやるべきだったら堂々とやるというのが私は大事だと思うのです。（「隠れてやっているようなことを言わないでください」の声あり）

市長 2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

新しく作るからとかとそういう議論でなくて、人生の終焉を迎える斎場と野球場を比べること自体がおかしいという話をまた私はしたわけでありまして。しかも斎場は今まであって、なければこれはどうなりますか。そんなことに反対する人などいませんよ、それは当たり前のことではないですか。

そこで市民が主人公というのは、何でもかんでも市民に委ねるということではありません。市民の皆さん方が一日でも早く一步でも余計に生活をしやすくなったり、幸福になったりしていただく。そのことが市民が主人公です。市民が主人公だというから全て何かにつけて市民にお伺いを立てて聞いてやれなどということになれば、だからさっき言ったようにじゃあ議会の皆さん方はみんないい方がいいですよ。そうになってしまうのです。今、日本はそういう制度ではありません。そして間接民主主義と直接民主主義をどちらを重んじると言われれば法律に決まっていますから、もう当然間接民主主義です。住民投票もおっしゃったとおりですね。いくら署名を集めても議会でこれを否決されればだめですね。それはだってそういう制度ですから。その制度を乗り越えて私は別にやろうと思っはおりません。

ただ、住民投票にふさわしいものであれば、私は全く住民投票など拒むものではありません。だって実際合併のときやったではないですか、合併のときは。私は自分が町長に出馬したときに、合併を前提とした議論というのはほとんど行っておりません。ですから市民の皆さんにとれば私が町長になって合併が進む、これは当然住民投票に付してしかるべしということなのです。そのとき議論をやっていけば別です。合併議論というのはほとんどしていませんから。

合併がその前からちょっと協議会等を設けてあったという部分もありますけれども、では合併反対だ賛成だなどという町長としての相手の候補とのその討論というのをやっていません。ですから市民の皆さん方から最終的に、では合併については判断してもらおうということで、議会の皆さん方にもお諮りをして住民投票をさせていただきました。3町ともそうだったと思います。

この野球場だとか 野球場ばかりではありませんけれども、では大型事業、大型事業と。これから言いますけれどもさっき触れました今泉博物館のことだとか、図書館のことだとか、学園都市構想についてはまだこれから具体的なことは出てきますね、何をやろうこれをやろう。メディカルタウンだって同じですよ。それにいちいちこの問題も住民投票、あの問題も住民投票。そうだとすればでは議会の皆さん方のあれはどこへいくのですかという

ことを私は申し上げている。住民投票は別に自信があるとかないとかなんていう、それは住民の皆さん方にお預けするわけですから自信があろうがなかろうが、そんなことは別に私は全く気にしておりません。

それから全然民意を問えていないと言っていますけれども、去年の選挙、あなたは渦中に入らなかったからよく分かりませんが、あれだけ野球場建設がどうだこうだという部分を訴えながら戦った候補がいるわけですね。ですから市民の皆さんだって十分それを意識して投票しているわけですから。考えようによればもうこの問題はその住民投票とかという問題の決着はついたと言っても私は過言ではないと思っていますけれども、そこまでは申し上げません。ですので、これからきちんとした検討会も設けてそしてやっていくということをお願いしているつもりなので、別に住民投票そのものを毛嫌いしていることでは全くありませんが、馴染まない。趣旨に馴染まないということでもあります。

笛木信治君 2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

押し問答になりかけたので止めますが。私は市長が言うように何でもかんでも住民投票でやれなどと言っています。この問題についてと言っているだけで、市長はあれがどうのこのこれもこれもみんな住民投票なんて・・・(「なぜ野球場だけか」の声あり)とんでもないと思います。そういうことではなくて、この問題の重要性について言っているわけですから。しかしこれはもう止めましょう。もう止めます。

3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

次、金融不況の問題ですが、市では今、臨時雇用も増やしながらかつてきているところというお話がありました。さらにそこはそれで延長してもらいたいのと思いますが、もうひとつここで私は市長に聞いておこうと思って忘れたいのですが、やはりセイフティネット。労働者が失業した場合一番いいのは仕事が見つかることです。みつからない場合、失業保険。失業保険もなかなか今、資格がとれなくてももらえないのですよ。6兆円も失業保険が余っているのですから。

もう一つはセイフティネットは生活保護ですよ。いよいよ暮らせなくなった人は生活保護を申請して、それで生きていくわけです。その生活保護が南魚沼市の場合には県下でも最低だと。保護率が県下最低だということがこの間の議会で議論ありました。それは私は南魚沼市の誇りだという話があったのでちょっと意外に感じたのですが、そこは市長はどのようにお考えですか。それだけ聞いて止めます。

市長 2 野球場建設は民意に問うべきで、住民投票の実施を

時間の制限がありますからせつかくこのくらい盛り上がった議論ですのもっと続ければよかったと思いますが、それは別にします。

3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

セイフティネットは当然大事であります。最低限の生活を守らなければならないわけですから。失業保険についてはこれは私どもが関知するところではありませんけれども、6兆円余っているからという、余っているというか運用としてあるわけですが、今、相当あ

れではないですか、失業保険の給付は増えていると思います。ですから制限をしているということにはならないと思います。

それから生活保護の問題ですが、生活保護率が低いというのはそれは市の誇りですよ、間違いなく。それだけある意味で生活水準がいいわけですから。生活保護がいっぱいだから私たちの市は素晴らしいなどと言っている市はどこにもありません。皆さん方はその率が低いということについていつも、南魚沼市の基準がきついだらうとか、全部振り落としているのだとか、そういうことは全くありません。どこの市と比べても別に基準がきつくてしかも振り落としているなどということは全くございません。ですからどうぞ該当される方はいつでも申し出てください。そして該当すればちゃんと生活保護を適用しますから。別に制限など全くしていません。そして繰り返し申し上げますけれども、生活保護率の低い、支給率の低いというのはこれは市にとっては誇りです。

笛木信治君 3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

市長、では生活保護率が県下で一番低いと。それは誇りだとすれば、その生活保護率が低いという原因はどうかと考えますか。南魚沼市は他市町に比べて裕福だということから、そういうふうを考えておられるのか。そこをひとつその理由、誇りだとする理由をひとつ。

市長 3 金融不況による雇用状況が悪化している。対策はどうか

もう前から答弁申し上げておりますけれども、とりたてて裕福だなどと言っていません。ただ、資産的なものを持っているという理由はあるかもわかりません。土地が若干あるとか、家屋があるとか。それから常に申し上げておりますように、やはり人と人との関係が非常に濃いものですから、いわゆる親戚も含めてそういう近親者やそういう皆さん方が、そういうことに対してきちんとした手を差し伸べているというそういう部分もあるわけです。ですから非常に義と愛に満ちた精神だと思っていますから。そういうことは全部誇りです。以上であります。

笛木信治君 終わります

議長 長 笛木信治君の質問は終わりました。ここで暫時休憩といたします。

再開を2時55分といたします。

(午後2時42分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続行いたします。

(午後2時55分)

議長 長 質問順位5番、議席番号6番、関常幸君。

関常幸君 傍聴者の皆さま議会においでいただき感謝申し上げます。先の裸押し合い大祭に定例議会初日の前日にも関わらず井口市長、峠議長を始め大勢の議員、職員各位からおいいただきありがとうございます。この不況を一日でも早く克服するために盛大な裸押し合い大祭とすることができました。本当にありがとうございました。さて、先に通告いたしました2点について質問いたします。

1 農業振興と雇用対策について

最初に農業振興と雇用対策についてであります。今、百年に一度の経済危機、大不況といわれるように国でも地域でも厳しい大変な状況であります。そして国会の場でも景気対策、雇用対策に意見が集中しております。本議会初日に景気対策を柱とした一般会計補正予算、公共事業の前倒しやプレミアム付き商品券の発行事業補助金などを提案いたしました。そして21年度の予算も財政が厳しいにも関わらず雇用対策、資金繰り対策を主要施策として予算が組まれております。そして仕事を創出するという事で土木や建設事業費等の投資的予算で38億8,700万円と、去年の当初予算より5億9,000万円多く予算を計上しており、経済の活性化のために景気雇用対策に努力している姿が数字上からもうかがえます。これらの対策で100数十人の雇用が創出されるようではありますが、それ以上の成果に期待しているものであります。

市長、今回の大不況は百年に一度と言われ、回復するまでに相当長期にわたるようであります。今回の対策は緊急避難的な要素が強い雇用対策、資金繰り対策、景気対策であります。それはそれで的を射た対策ではありますが、地域の活性化、雇用対策に農業振興、農林水産業の振興をと声を大にして提案いたしますが、市長の考えを伺います。昔から大和の地域では特産のスイカがはずれると地元の商店が潤わなかったと言われましたし、実際にそうであったと思います。また、米が豊作だと農家の懐がよくなり、農機具の買い換えや農機が売れたり、秋の農家組合や各部会の反省会や農神祭等で、料理屋さんや旅館、温泉の入り込みが違ふということも肌で感じておりました。今でもそうだと思います。

市長、そして職員の胸のところについている市章、バッジは稲穂です。そして南魚沼市の基幹産業は農業であり農が国の元であります。農業の振興が地域の経済危機を救う一翼を担うと信じ提案いたしております。例えば八色しいたけは生産者17名。今年の販売額は12億円になります。そこで働いている人は菌床センターに20人、パックセンターに55人。農家17戸に100人、大体1人、1棟に1名おまして全体で180人の雇用が創出されております。しいたけ生産者はまだまだ生産意欲、生産拡大を望んでおり、また、新規参入希望者もおります。また、米作りはコスト低減のために法人化生産組織作りを進めています。管内には任意生産組合で61、生産法人で35の組織がありますが、冬季間を通じて通年で農業生産を行っているのはきのこ、畜産を除けばごくわずかであります。

これからは地球温暖化等で今年のように暖冬少雪が当たり前になるかもしれません。スキー場や雪に働く場を求めても難しくなりますので、水稻の生産組織にもちや味噌、また大崎菜や大月菜等の冬季の生産を積極的に進める必要があると思います。また、5億円規模の野菜直売所をあげておきましたが、この件につきましては先の質問にも答えておりましたけれども、私はやはり今泉博物館に1ヶ所、JA魚沼みなみ管内に2ヶ所。

私が言うまでもなく市長が答弁しておりますように、少量多品目の生産で婦人と高齢者に元気が出てきますし、この野菜直売所は雇用の場もちろんでありますが、多くの活性化につながることは間違いありません。この大不況の中、企業の誘致は大変難しいです。大地にしっかりと根付いている農業の振興が市内の2次、3次産業をも活性化させると思います。

市長のご所見を伺います。

2 地域コミュニティ活性化事業について

次に地域コミュニティ活性化事業についてであります。行政をとりまく環境は地方分権の進展、市町村合併に代表される地方制度改革、国が進める三位一体改革など激動しており、これらに対応できる地方自治や行財政基盤の確立が今求められております。一方当市においても少子高齢化や人口減少などによる地域活力の低下や、これらに起因する行政ニーズの多様化への対応が喫緊の課題となっております。このような状況の中でこれまでの公共サービスは全て行政が担うというシステムが困難になっており、地域の多様なニーズに対応する新しい公共サービスへの転換が求められておりますことは承知のとおりであります。その実現のために市民と行政がそれぞれの特性を生かし個々の役割りと責任を分担しながら相互に連携をする協働による町づくりの連携が必要不可欠です。

その推進のためにこの地域コミュニティ活性化事業は導入したと理解をしております。一昨年3地区でモデル的に導入された本事業の評価は計画性をもって実施できた。早い対応ができた。地区の特色を出せたと行政報告で述べており、20年度はほとんどの地区で導入されました。このコミュニティ事業は行政に頼らず地域住民が主体性をもって地域づくりを行うという今までにない行政手法で、創意工夫によりきめ細かな地域に合った地域づくりが可能となります。目指すところの小さな市役所が実現いたします。自己完結型市政、希望溢れる南魚沼市を目指す井口市長の目玉事業であり、この事業には大いに期待をしております。

そして今年度は200万円。次年度21年度は200万円の他に新たに地区170万円の予算を付け活動の場の拠点、推進員を設け実施することとしております。市長に伺いますが、この事業は将来どの部分まで広げようとしているのか。そして予算的には将来どこら辺の上限まで考えているのか伺います。以上壇上からの質問を終わります。

市長 関議員にお答え申し上げます。

1 農業振興と雇用対策について

まず最初にこの農業という部門でありますけれども、今でも特に市会議員、町会議員の選挙のあるときと、農繁期、あるいは農業が不作であった年、これは一連の飲み屋街が人が閑散とするということは言われております。そのくらいやはり農業という部門について、この地域の持つ特殊性ではありませんけれどもやはり農業にかける部分、農業がいろいろ申し上げてこの地域の基幹産業であるという部分は、こういう巷の部分からもきちんと浮き出ているものだと思っております。あらためて農業の大切さ、偉大さということを確認しているところであります。

そこでまず具体的な問題に入りますけれども、この八色しいたけ。これはもう大変な事業の大きな成功例であります。ご承知のように19年度にも国庫補助を導入してしいたけ発生ハウスを増設させていただきましたし、第2パックセンターの建設も行いました。20年の生産実績は1,085トンということでありまして、施設の増強前と比べて34パーセントも伸びている。大変なことあります。

この増強にともなう雇用の拡大がパックセンターと菌床センターで20人程度。そして生産体制の方では家族従事者およびパート雇用で30人程度の増員が図られているというふうに聞いておりまして、大きな雇用確保の場になっているものだと思っております。

こういうことから見ましても、この八色しいたけの事業拡大の効果については、本当に関係各位のご努力の賜物でありまして、地場産業の地域産業の振興に十分な十分すぎるほどの貢献をいただいていると思っております。これはこの後、増大ということが課題になってくるわけでありまして、国内需要枠の中でのシェアの獲得が非常に激化してくる。産地間競争が激しくなるということでもありますので、当然ですけれども魚沼きのこのブランド化ということに向けても取り組みを生産者と一体となってやっていかなければならないし、今までもやってきたところであります。

八色しいたけ組合の規模拡大の意向というのも伺っております。生産者や地域産業の振興、こういうことに大きくつながれるわけでもありますので、JA魚沼みなみ、そして生産組合と戦略等について前向きに検討してまいりたいと思っております。県内で今、生しいたけの生産では関川村が大変大きくやっているそうです。そして生産実績で八色しいたけがこれを超えましたので、また、関川村の方も施設増強を計画しているというような話も聞いております。ことごとく左様に激化はしておりますけれども、別に関川村を意識はしませんけれどもやはりこの八色しいたけという部分については、これからもできる限りの増強も含めた支援策を検討していかなければならないと思っております。

それから2番目の生産法人に加工施設の普及支援をとということでもありますけれども、この管内に水田経営所得安定対策に加入すべく19、20年度に多くの生産法人が設立されました。法人の主たる経営品目は水稲でありますので、通年を通して安定した雇用や所得の確保が困難といいますが、通年雇用は非常に困難だということでこういう現状もありますので、園芸作物の導入については今、県と連携して支援しているところであります。私たちの市ではまた農家自らが生産加工して販売する6次産業と言われております。6次産業、この推進も支援を行って女性の起業家の育成に努めているところであります。こういうことを通しながら通年雇用、そして連続性の高い農業、これを実現するためにそれぞれの補助事業を取り入れながら生産法人の育成に努めてまいりたいと思っております。

今、大和畜産農家によるジェラード製造販売、あるいは管内女性起業家によるたい焼きやブラックベリージャムの製造販売、それからJA女性部によりますおやき、かぐらなんばん味噌作り。これらが行われておりまして、イベントでも販売されているところであります。こういう部分も含めてこの生産法人の加工施設の普及、支援はより一層努めていかなければならないと思っております。

5億円規模の野菜直売所の創設であります。先ほど若干触れさせていただきました。今、市内に直売所が23あるそうではありますが、ここでの年間売り上げが約2億円というふうに伺っております。これは点在している部分、そして大規模でないものですから、もうすぐに売り切れたりそういうものもあって、ここがこれ以上の部分、この23ヶ所の中でこれ以上

の売り上げをどんどん伸ばしていくということは、やはり規模的にも無理があるかと思っております。そこで先ほども触れましたように、まずは今泉博物館の道の駅化といいますか、そのことによりましてそこに直売施設も含めた物産店を開設したいと思っておりますので、これを一つの核にしていかなければならないと思っております。

これは相当の効果がでてくるものだと思っておりますし、議員もおっしゃったようにそこ一つでは、やはりこの地域的には非常に不釣り合いといいますか、不具合だそうであります。先般、株式会社農村開発リサーチの田中満さんという方からおいでいただいて講演を受けました。この方はホワイトピア六日町という総合計画を策定した際のそれに携わっていただいた方でありますけれども、やはり旧町に1ヶ所くらいの立地が非常に理想的だと。そしてできる限り主要道の近くといいますか。ですので、今泉博物館なども最高の位置だということでもありますし、旧六日町あるいは旧大和地域 大和は今、8人八色というのがあります。あの場所でも結構であります。あの施設そのものが今、拡大はできませんけれども、何らかの方法を考えながらそういうことにもきちんと取り組んで。そして先ほどの議員の方にも触れましたけれども行政が支援する部分、そしてそれに携わる皆さん方が主体的に取り組む部分、これをきちんと明確化しながら、この直売所といいますかこういうことによる地域の活性化を図っていきたいというふうに考えております。

全水田に減減栽培の推進というのがちょっとご質問から漏れたようでありますが、これはその後の質問がありましたらまたお答え申し上げます。今聞かれていないので答えません。

2 地域コミュニティ活性化事業について

地域コミュニティ活性化事業であります。これは今おっしゃっていただきましたようにそういうことも一番念頭におきながら進めてまいりました。そこでこの一番目指すべきところはやはり行政のスリム化ということも含めますけれども、地域の皆さん方が主体的にそしてスピーディに、自分たちの要望している部分を実現していく。まず自分たちが主体としてですね、そういうこと。それから行政で手の届かなかった法定外公共物、いわゆる赤線、青線というこういう修繕も事業の支援を行おうということにしております。

こういう中で地域活性化支援事業交付金ということにさせていただいたわけですが、その他に今これもおっしゃっていただきました21年度からは12、まだ11になりますか、旧六日町がちょっとこれができあがりませんけれども、ここに全て地区センターを設置をさせていただいて、ここに事務長さんからご就任をいただいてそれぞれの支援をしていかなければならないものだと思っております。

それで平成20年度、この事業に対する交付金がハード130万円、ソフト70万円ということでありまして、21年度はハードの方に180万円、ソフト70万円の計250万円で一応50万円の拡大を図らせていただきました。これだけでもう600万円ですか。一応増額をさせていただきました。

これからではどこまで広げるか。そして予算的には上限をどうとらえるかということでありまして、主に修繕的な部分になりますと指導管理者の建設課との協議をしながら検

討していかなければならないわけでありましてけれども、管理責任等の問題も発生してまいりますので、全てのことを全部委譲できるということではありませんけれども、極力やはり地元住民の意に沿った、そして低コストでやっていける方法を模索してまいりたいと思っております。

それから事業費でありますけれども、予算でありますけれどもこれはある時期には相当膨れ上がると思っております。一般的にその修繕とかそういう部分が一時的に収束すればまたその部分は下がると思いますが、今すぐにそこまで上げる、上げないは別にして、できれば1地区1,000万円を超えてはもらいたくないという部分は持っております。12地区ですから1億2,000万円になるわけですので、まあまあもしかするとその辺までは広がる部分は一時的には出てくるかも分からないということでもありますけれども、極力そこまでにはならないようにしてはいただければならないと思っております。ただ、地域の皆さんにとりまして非常に使い勝手がよくて、もっともっとという部分も出るかもわかりません。これは一応こういうふうに予算措置をするということではなくて、まあまあ希望的な数値、目標的な数値はこの辺までが限度かなという気がしております。

今年から全て同じテーブルにまずついていただいてスタートさせようということで、先ほど申し上げました地区センター等も設けさせていただくわけでありまして、これが新たなまた第1歩だと思っております。その中で浮き出てくる問題点、それらをきちんと整理をしながら極力住民の皆さん方から自分たちの考え方の中で、そして知恵の中で執行していただくように努めてまいらなければならないと思っておりますし、それが地域コミュニティひいては南魚沼市の自治、そういうことの向上に大きく寄与できるものだと思っております。以上であります。

議長 6番・関 常幸君。一問一答方式でお願いいたします。

関 常幸君 1 農業振興と雇用対策について

4つ通告しておきましたが、米の問題は大事ですので三つの事例の中に一緒にしないでここで質問しようと思っております。これは作戦でありますので。それで私はこの農業振興を通常の今回の農業振興というかたちでとらえてもらいたくないのです。雇用対策という視点から農業振興してもらいたい、と考えてもらいたいということでもあります。市は19年1月に農林水産ビジョンを掲げてありまして、これに則ってやっておられるわけでありましてそれを進めていると思っておりますが、前段言いましたようにそういう視点からぜひ、担当課と関係団体とまず話をしてもらいたい、というようなことを最初をお願いしておきます。

その中でしいたけでありますけれども、今市長言いましたように1,085トン、約1,100トンですが、これは日本の全体の中では1.5パーセントにしかならないのです。まだまだ日本全体とすれば98.5パーセントが日本の産地の中でしているわけでありまして、まだまだ需要の量があります。品物は日本一であります。ぜひ、そういうことから雇用対策という立場からも関係団体、生産者とじっくり話してください。詰めてやってください。

生産者の意欲はありますが、今、聞きますと実施主体であります団体の方ですごく投資し

ているから、事業主体の方で財政的な固定資産比率の問題も含めてちょっと躊躇しているというようなこともありました。前段言いました視点からぜひお願いしたいと思います。そのために市がすごく負担をするなどということは、私はない、政策も十分考えられるわけにありますのでお願いをしたいと思います。

それから今市長が言いました直売所の件ですけれども、地域振興局で調べたら・・・(「一問一答で」の声あり)農業問題一括しますので、しいたけの問題と農業問題です。直売所の方は23と言いましたけれども、28ヶ所の今市長の私は数字だということで振興局で調べておりますので。ぜひ、特に農業の問題は一項目一項目ということでなくて、私はトータル的に考えていますので今のような質問をさせていただいておりますけれども。ぜひ、直売所についてはそういうふうな考え方をお願いをしたいと思いますし、同じような今の生産組合の件についても生産組織はできておりますけれども、特に今の冬の面ですね。雇用対策という面から通常の指導ではなくて、やはりやってもらいたいというふうなものでありますので、まず最初にこの三つのものを一括お願いします。それから次は米の問題について触れさせていただきます。

市長 1 農業振興と雇用対策について

再質問にお答えいたしますが、申し上げるまでもなく通常といいますか、今までのただただ米の生産拡大だとか、いわゆる農産物の生産拡大だとかということばかりではなくて、雇用対策を十分に意識した施策にしていかなければならないと思いますし、そういう方向でそれぞれの問題について検討を重ねていかなければならないと思っております。

直売所が28というのはこれは23と28でしたか、違っているのでしょうか、これは失礼をいたしました(「湯沢が入っています」の声あり)湯沢が入っているのか。だそうです。市内は23。湯沢が5つあるのでしょうかね、そうしますと。それはそれといたしまして、この直売所もあるいは生産法人の支援というのも、全てそこにやはり究極的に結びついていただかなければ、それをやった人が一人で喜んでいたという話ではどうしようもありませんので。そういうことも含め、そういうことというかそういうことを重点的に考えながら一緒になって検討したり、支援できる部分は支援していこうと思っておりますのでよろしく願いいたします。

関 常幸君 1 農業振興と雇用対策について

通告しておきました4つ目の減減栽培の米の問題でありますけれども、やはり米がうちの管内の基幹であるわけでありまして。今、前段に市長の米の問題についてすごく魚沼コシヒカリはトップだというような意識があるようでありますけれども、そのところを私は市長として考え、議会としても見直しをしないと減減栽培にいかないと思うのです。そういうふうに雇用に関わっていくわけでありまして、私も一般質問で昨年12月に北海道に行って視察をしてきました。何故減減栽培かというのは、もちろん雇用対策、雇用に関わっていくわけでありまして、今は安全、安心、高品質、食味がいいなどというのは当たり前なのです。そこに文化と歴史、私どもの心ですね。そこにやはり教育がある米作り。そして価格が

高くなくてはいけないのです、魚沼コシヒカリは。

その米を求めるということになれば今の減減栽培、無農薬に近い栽培にしていかなければ今の北海道、山形、秋田に魚沼の産地といえども負けてしまうわけでなのです。そういう意味で今10アール当たり水田は20時間くらいと言われております。ほとんど機械化ですよ。今のような美味しい米、今のような米を作っていくには減減栽培なのです。そうすればどうしても10アール当たり10時間、20時間以上になります。

そういう中での雇用対策も当然出てくるわけでありまして、それをしないと私は魚沼ブランドがもう吹っ飛んでしまって、産地として大変な状況になるのではないかなという視点からの減減栽培。通常ただ減減栽培の面積を増やしていけばいいというふうな視点とは別の意味あいもあるわけでありまして。ぜひこれからは、担当課から通常の機械一辺倒のものから今のような栽培にしたときに、機械の減価償却はどのくらい少なくなってコストが下がるのか。そのかわり労力が増えるわけですから。それによって雇用人口がどういうふうになるのかというわけをやはりしっかりと。私は計算してくればよかったですけれども、ぜひそんなのも例示をしていい米作りに励んでもらうということが雇用につながるというように思っております。最後にこの米の問題についてお願いしたいと思っております。細かい数字はいいですけども、市長のそういう考えをお願いしたいと思っております。

市長 1 農業振興と雇用対策について

作戦とは知らずに余計なことを申し上げました。今、議員おっしゃったとおりでありまして、私も今のこの魚沼産コシヒカリにあぐらをかいていてそれでいいとは思っておりません。当然ですけども安心、安全は当たり前、高品質も当たり前、うま味も当たり前。では当たり前の上にもたまた何が必要かということが出てくるわけでありまして、当たり前の上にはまた今おっしゃったように、とにかく要はやはり安心で安全で、価格が高いというのは無理矢理押し付ける必要はありませんけれども、高い方がいいわけですが、そういうことをもっともっと追求していかなければなりません。

そこで今、JAしおざわで22年度対応となりますけれども、温湯消毒、これを導入して8割減減、これに取り組むことになっておりますし、そういうことも含めてとにかく一生懸命この減減栽培の方に行政としての支援も当然やっていかなければなりません。

今、JA魚沼みなみとしおざわで水田面積に対して5割8割無農薬、全部含めると魚沼みなみの方では327.6ヘクタール、8.87パーセントの取り組み。JAしおざわでは76.1ヘクタールですが、3.50の取り組み。計で6.80。こういう5割8割無農薬という部分です。非常にまだ数字としては低いわけでありまして、そこに今おっしゃったようにこういう栽培方法を取り入れて、機械でできない部分を人で補う雇用対策にもなる。ただそれは今度はお金がコストが上がるわけでありまして、その辺も含めて市の方でもは本当に無農薬にした場合はどの程度どうなってその雇用にどう結びつく。しかし価格はこのくらい上がるという、そういう試算的なものも取り組んでみまして、またいずれの機会に試算的なものを発表させていただこうと思っております。

要はとにかく農薬や化学肥料を極力使わない、そういう方向に取り組んでまいりたいと思っております。B L米の導入によって県では他の県に比べて3割程度の化学合成肥料の低減が図られたということも資料として出ておりますのでご報告申し上げます。以上であります。

関 常幸君 農業問題はひとつ報告をして次のコミュニティ事業を質問させていただきます

1 農業振興と雇用対策について

ます。今、京都府では農林雇用は6,600人雇用していこうと。山形県では農業生産施設に半額助成を独自でしていこうという府県レベルでできておりますので、当然私はこれからは市町村レベルでも、この種のものが出てくるわけでありまして。市長、前向きでありますので、ぜひ、雇用対策についてお願いをして農業問題から次のコミュニティ事業について質問をさせていただきます。

2 地域コミュニティ活性化事業について

今、行政志向が大きく変わろうとしている中で私は 市長、南魚沼市の中心が六日町なのです。私はやはり六日町に今12ヶ所で1ヶ所ないわけなのです。ぜひこのところは、いろいろな経過とか聞きましたが、私はそれではいかなのではないのかなと思うのです。やはりこの六日町地域がよりもっとコミュニティの関係だとか話し合いをしていく。人口が多いとか商店街が多いとか地域が広いということは、私は問題あるのではないかというように思っておりますので、そのことについてです。これから住民に話し合いをして1,000万円まで広げていこうやというときに、ぜひ私はこれは六日町地区でやはり取り組んでいくのが大切だと思います。そのことについて伺います。

市 長 2 地域コミュニティ活性化事業について

おっしゃっていただきましたように、旧六日町のこのまた六日町地区がこれはないと言いましてもハード部分をやらなかっただけで、ソフトは20年度は実施をしております。ですので芽が全く無いということではありませんが、このハード的な部分になりますと非常に難しいという部分がございます。ただ、ごく究極の目的はこのハードではなくてソフト部分になってまいりますので、それらを模索しながら六日町の中もなんとかやっていただくように努力はします。

ただ、もう芽は芽生えております。中心市街地活性化法も含める中でこの寺裏下水路周辺の下水路の改修とか道路整備とか、そういうことについてもうその地域関係者全体で取り組んでいるという事例も出ておりますので、芽は徐々に芽生えつつあります。しかし、これに満足しているわけではありませんので、また区長総代さんあるいは地域関係の皆さん方と話をしながら、他の地域とやはり同じように取り組んでいただくことが一番でありますので、またその道の方は模索をしていきたいと思っております。

議 長 関常幸君の質問は終わりました。

議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議は明日3月11日午前9時30分当議事堂で開きます。どうもご苦労さまでした。

(午後3時32分)